

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件に関する意見募集の結果について

令和6年3月29日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課  
こども家庭庁支援局障害児支援課

補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正する件について、令和6年2月14日（水）から同年3月14日（木）まで御意見を募集したところ、計95件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	材料を新しく使わない場合の修理に関しての項目を作ってほしい。 (プラスチックを広げる・狭める、カットする、支柱等を曲げなおすなど)	御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。
2	今回の算定基準において、昨今の物価上昇をどのような根拠をもって算定したのかが鑑みられないので、見積り算定根拠をご提示ください。 また、足底装具においては採型区分 A-7 において a、b と二種類に分かれているが、採型素材の差をつけることによって不当に値下げされている印象である。実態の作業時間や工程、技術力を加味すべきである。実態としては、採型後の作業の方が格段に作業量や技術力を要し、そこにはギブ	御意見ありがとうございます。 補装具における原材料価格については、厚生労働科学研究において補装具事業者の方々を対象に実施した価格調査の結果を基に算出しており、ホームページ上で公表しています。

	<p>ス採型であろうと印象材採型であろうと差はほぼない。よってギプス採型と印象材採型とのコストギャップをもっと縮めるべきだと考える。</p>	<p>また、今回、採型区分A-7aについては増額しています。また、補装具の採型法はギプス採型法のみが定められていたところ、印象材を用いるA-7bについては新設となります。</p>
<p>3</p>	<p>完成用部品の交換（修理目的の交換）の際の税に関して、「補装具費支給判定マニュアル」には、「一方、100分の108（現在は110）として算定するのは、補装具の購入又は修理の際の作業工程において特別な作業を要しない完成用部品や付属品等の単体のみを扱う場合であって、業者が仕入れる際の消費税分を考慮するものです。」と記載があるが、「5次に掲げる購入等に係る費用の額の基準は、前二項の規定にかかわらず、別表の規定による上限価格の百分の百十に相当する額とする」の中に、「特別な作業を要しない完成用部品の交換」の記載がないため、実際特別な作業を要しない完成用部品の交換をする際、6%加算しか認められない自治体が非常に多い。</p> <p>補装具費支給判定基準マニュアルに記載されている、完成用部品の交換に関する解釈が正しいのであれば、「特別な作業を要しない完成用部品の交換」に関する記載をご検討お願いしたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>身体障害者用非課税物品に指定されているか否かで乗ずる率が変わります。義肢、装具、座位保持装置については身体障害者用非課税物品に指定されていますが、それらに使用される完成用部品や付属品のみを購入する場合は非課税にはなりません。身体障害者用非課税物品の修理を補装具事業者が行う場合に必要となる完成用部品や付属品については非課税として取り扱われますので、いただいた御意見にある、完成用部品の交換に対して告示の価格に100分の106を乗じた価格を基準額とすることは適切な処理と考えます。</p> <p>補装具費支給事務取扱指針及び補装具費支給事務取扱要領にも考え方が記載されていますので御確認ください。</p>

4	<p>今回の改正で車椅子、電動車椅子については価格のみならず、内容が大きく変わったが、これまで長年にわたって放置されてきた内容が現状に即した形に変更されており、とても良い構成になったと思う。</p> <p>また、座位保持装置の一部項目が車椅子や電動車椅子においても使用可能になったことで、利用者にとって選択の幅が広がること、製品の質向上に寄与するものと考えられる。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>引き続き適正な補装具費支給制度の運用に努めてまいります。</p>
5	<p>現場の実状を正確に反映しており、利用者の負担軽減にもつながる良い改訂と思う。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>引き続き適正な補装具費支給制度の運用に努めてまいります。</p>
6	<p>車椅子作成に関して実際作成したものが基準額の価格が足りず、困っていた部分の価格が増え、項目が追加されて、実情に即した内容になっていきそうである。</p> <p>使用者にフィットさせていくオーダーのクッションやフレームと簡素なものとの価格差が問題でいわゆる業者が割に合わない部分が追加できそうである。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>引き続き適正な補装具費支給制度の運用に努めてまいります。</p>
7	<p>今回の改正で物価高騰に対して各項目の価格が配慮がされており、非常に良かったと思う。</p> <p>また、車椅子、電動車椅子については価格だけでなく、内容も大幅に変わった。</p> <p>基本価格が設けられたこと、これまでの算定方式が大きく変わったことは、現場のニーズにマッチしていると感じた。</p> <p>座位保持装置の一部項目や完成用部品が車椅子や電動車椅子に転用可能になるなど、柔軟性も高くなることで、より利用者にとってメリットがある改正に繋がるものかと思う。ありがとうございました。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>引き続き適正な補装具費支給制度の運用に努めてまいります。</p>

8	<p>オーダーメイドの基本価格や新設されたレディメイドの採寸適合価格（2,500円）には、更生相談所や病院もしくは患者宅までの出張料が加算されていないようであるが、出張料に関しては製作所が独自の基準で決めて請求するしかないのか。その出張費に関して現状は公的な補助がないため、移動手段のない患者や遠方に住む患者に義肢装具およびそのアフターケアが十分に行き渡っていないように感じる。判定であればオンラインでの判定を可能にしたり、自宅での採型、修理が必要な場合は出張費を一部公費で賄うなどの対応があれば、必要な人に必要な義肢装具が提供できるのではないかと思う。</p> <p>また、義肢装具士の人材不足や限りある資源の重要性を考えると、できる限り修理が可能な義肢装具は修理をして使い続けることが妥当かと思うが、修理中に使える予備の義肢装具が支給されないこと、そして修理に伴う解体費用が修理費に含まれていないので修理の利益率が新規作製に比べて遥かに低いこと、これらが修理の障壁となっているように感じる。</p> <p>最後に、実用的な既製品装具がたくさん開発されオーダーメイドで作らなくて良い症例が増えたように感じる一方で、治療用装具の既製品価格が非常に安価に設定されてしまったことで既製品があるにも関わらずオーダーメイドで装具を作るなど、時代と逆行した全く非効率な手段を取らざるをえない製作所も増えているようである。ただ既製品価格を低く抑えるだけでなく、全体的な効率を考えて製作所がすすんで既製品を利用できるような制度設計を考えていただきたいと思う。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>補装具費支給制度において、補装具事業者の出張サービスに対して、公費を支出するのは適切ではないと考えます。</p> <p>また、オンライン判定については、昨年度すでに事務連絡を発出し、国として認めているところ、すでに実施している自治体もあります。</p> <p>なお、治療用装具については、医療保険制度における治療用装具の療養費支給基準等により取扱うこととされています。</p>
9	<p>基準額は製作にかかる費用をもとに算出されており、使用者の自宅や入居施設まで出向く交通費や人件費について考慮されていない。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>

	<p>しかしながら、実際のところ出張対応する場合は多く、遠方に居住する利用者に対応しようとする赤字になったりもする。私の場合は9対1以上の割合で出張対応を求められている。補装具の支給費には出張費用は含まれていない旨を支給基準において示すべきと考える。赤字のリスクをもって、遠方に住む障害者の補装具対応が嫌厭されてしまい、その結果彼ら彼女らの権利と利益を毀損する。</p>	<p>補装具費支給制度において、補装具事業者の出張サービスに対して、公費を支出するのは適切ではないと考えます。</p>
10	<p>装具にレディメイドの項目が追加されたことは妥当だと思うが、レディメイドに対しての追加加工の場合を全く考慮していないのは如何なものかと感じた。</p> <p>レディメイドの装具で十分だが、手指の問題や四肢の可動域の問題により正常に装着することが困難な障害者の方もいる。そのために公費を使って高くなるオーダーメイドで装具を作製することが適切なのかは疑問である。もしくは補装具業者を虐げるためにそのような調整は無料で行えという圧力であるのか。</p> <p>総合支援法としては障害者が自立して社会参加できるように支援することが目的の法律と理解していたが、そうした方を全く考慮していない内容を記載するのは理解できない。</p> <p>今回の改定に関わったかは臨床経験の乏しい方で構成されていたと想定して意見を述べますが、もっと臨床経験のある人や団体の意見を確認されては如何か。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>補装具費の詳細な取扱いについては、補装具費支給事務取扱指針及び補装具費支給事務取扱要領でも定めておりますので、そちらも合わせて御確認ください。</p> <p>義肢装具士の方々には告示だけでなく、制度に関連した通知等についても周知していただくよう、養成機関、業界団体とも協力してまいります。</p>
11	<p>製品の装具の基本価格(技術料)が2,500円というのは、とても危険だと考える。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>補装具費の詳細な取扱いについては、補装具費支給取扱指針及び補装具費支給</p>

治療用装具の場合は、追加工の内容に該当するものを基準額から適用すること等が認められている。例えば、足底裏革をつけた場合はその項目の金額を追加できるといったようにである。

どのような装具も2,500円しか適合技術料がないのであれば、既製品に加工するのが利用者にとって一番良い選択だとしても、補装具事業者は赤字となる加工を拒否し、オーダーメイドしか受け付けないだろう。それは結果的に補装具費の圧迫につながるし、人手不足の業界への負担増を招く。手作業では実現し得ない構造や、加工が困難な材料・仕上げなどの既製品の利点も失われる。

また、今回の既製品の価格については身体障害者総合支援法の、所謂手帳制度のものであって、治療用の既製品装具とは異なるとのことだが、本当か。今後もそうだと言えるのか。

治療用既製品装具のリストは価格更新が遅いこともあり(令和5年度は一度も調整無し)、数も増えていかない状態であり、リスト外の装具の価格計算式は仕入れ値を基準とするため一物一価どころか一物百価の状態である。

これを統一しようということになったときに、オーダーメイドと同様にこの支給基準を参考にしようということになるのではないか。

もし、治療用装具の既製品に今回の支給基準の計算式が当てはめられ、適合技術料が2,500円に固定された場合、補装具事業者は利益を確保するのが困難であるため、治療に必要でありながら追加工は自費負担を求める混合診療状態か、オーダーメイドへの切り替えによる費用増と納期延長、その結果による医療費の増大をもたらしかねない。

事務取扱要領でも定めておりますので、そちらも合わせて御確認ください。

また、オンライン判定については、昨年度すでに事務連絡を発送し、国として認めているところ、すでに実施している自治体もあります。

なお、治療用装具については、医療保険制度における治療用装具の療養費支給基準等により取扱うこととされています。

	<p>加えて言うなら、治療用とは別であるとしながら、保険医療材料・薬剤の係数を用いるのは妥当ではないと考える。保険医療材料の納品先は病院で、そこに在庫されていて、業者に適合責任はない。薬剤も薬局で患者を待つというのが基本である。補装具がその性格上、利用者の居住する場所へ出向いて対応する必要がある点が多くある点が考慮されていない。</p> <p>外へ出向く場合、薬剤は訪問薬剤指導などありますが、補装具には全くない。補装具を製作するにあたって利用者負担額は定められているが、製作に出張が必要な場合、その負担は誰が負うべきなのか。</p> <p>利用者に請求しても良いというのであれば、根拠を示していただきたい。</p> <p>今回の支給基準の改定においても出張費についての言及はなく、それが残念でならない。</p>	
12	<p>このたびは、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正いただき、誠にありがとうございました。これまでの基準とは異なり、細部までわかりやすく改正されており、多大なご苦労をされたのではないかと、感謝申し上げます。また費用の額の算定等につきましても平均で5%か6%アップされており、誠に感謝申し上げます。本来ならば現在の物価高騰を鑑みた場合、もう少しアップを期待していたが、これも予算枠の関係上、やむを得ないこととと思っている。</p> <p>現行の基準は、義肢装具士国家資格（昭和62年制定）ができる以前（昭和54年）にそのベースができていたため、有資格者による医療及び福祉における義肢装具の製作適合における質の対価については含まれていないものと考えている。つまり、義肢装具士養成教育についての対価が含まれていないものと言える。その点、現在、義肢装具士のなり手</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>技術等の質による差別化を公的価格で図ることは困難と考えますが、引き続き適正な補装具費支給制度の運用に努めてまいります。</p>

	<p>が少ない状況下で人材を確保するうえでも、ぜひ、ご検討いただきますよう伏して御願ひ申し上げます。</p>	
13	<p>T・Yストラップについて「硬性の場合は1,500円減じる」のではなく、減じられた額を基準にして「金属支柱につける場合は1,500円加算できる」の方が分かりやすいと思う。</p> <p>既製品装具の技術料一律2,500円というのはどうなのか。これが治療用装具でも採用されてしまうと、赤字になるような加工は出来ないのので、業者はオーダーメイドを用いるように（不正する業者はオーダーの価格で計算しそうですが）なり、価格と必要な人的リソースは増加し納期も伸びる。支給基準は治療用装具の価格決定に対して影響が大きいことを考慮していただきたい。</p> <p>足底装具の基本価格についても同じである。「利益率は均一であるべき」というと理にかなっているように思えるが、利益構成比を考慮していない雑な考察である。</p> <p>出張料について明示がないのも残念である。</p> <p>障害者総合支援法のもとで補装具製作を行う場合は利用者負担額が定められており、別途出張費を請求するのであれば根拠が必要である。</p> <p>補装具を製作するのに出張が求められる場合、それは補装具製作にかかる費用に含まれるのかどうか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>T・Yストラップの考え方については支持部にベルト代を含んでいるため、T・Yストラップで代用されるベルト1本分の代金を差し引いています。</p> <p>補装具費支給制度において、補装具事業者の出張サービスに対して、公費を支出するのは適切ではないと考えます。</p> <p>なお、治療用装具については、医療保険制度における治療用装具の療養費支給基準等により取扱うこととされています。</p>
14	<p>補聴器の価格が数年振りに改正された。一般発売されているものとの価格差は依然として大きくあるが、補装具費支給制度を維持するために大きな前進であると思う。ありがとうございます。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>引き続き適正な補装具費支給制度の運用に努めてまいります。</p>
15	<p>充電式補聴器が登場以来、充電式補聴器を購入するユーザーが増えている。最新のデータでは、耳かけ型補聴器と耳あな型補聴器を購入する</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>

	<p>ユーザーの1/3が、充電式を選択している。これは、電池交換が不要であるという点がユーザーに受け入れられているためである。そのユーザーの要望に伴い、メーカーの開発も充電式タイプを中心にすすめられており、将来的に新製品として発売されるのは充電式のみとなり、空気電池式の補聴器はなくなると予想される。</p> <p>現在の総合支援法に基づく補聴器の修理価格には、充電池、充電器が含まれていない。今後、空気電池式補聴器が販売終了となると、充電式補聴器が総合支援法の交付対象になるが、充電池、充電器の項目がないので修理基準価格に、補聴器充電池、充電器交換の項目を追加していただきたい。</p>	<p>新たに開発されるものを公費でどのように支給していくかにつきましても、引き続き検討してまいります。</p>
16	<p>以下の4点について、検討のほどよろしくお願ひしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 告示第6項（改正前：第5項）における「国等が設置する補装具製作施設と契約する場合の購入等に要する費用の額」の規定ですが、告示の記載のみでは百分の九十五を乗ずる対象に完成用部品価格が含まれているか不明瞭かと存じます。「補装具費支給事務取扱要領」や「補装具費支給事務取扱指針」における「同中『完成用部品価格』に係るものについては要しない」や「（完成用部品に係る部分を除く。）」といった文言を明記いただきたい。（別紙P.3）</li> <li>2. 修理基準における「ソケットの交換」の規定ですが、新規で作製する場合と同額の採型基本価格および製作要素価格のソケットを合計した額であるとの理解でよろしいか。たとえば、電動式義手（採型区分A-</li> </ol>	<p>御意見ありがとうございます。 以下のとおり回答します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補装具費支給制度において、算定方法等の細かな運用については補装具費支給事務取扱指針及び補装具費支給事務取扱要領で定めています。御理解くださいますようお願いいたします。</li> <li>2. ソケットの交換（複製ではないもの）については、義肢の新規購入の場合と同様の工作法であることから、購入と同様に算定していただくよう改正をしています。</li> </ol>

4. ソケットは顎上懸垂式。チェックソケットによる仮合わせを行う。  
また、筋電電極の交換は行わない) の修理を申請する場合、

基本価格	義手用	A-4	電動式	66,900 円
			顎上懸垂式	14,800 円
			チェックソケット	8,700 円
ソケット	義手用	A-4	熱可塑性樹脂	5,200 円
			電動式加算	520 円
電動義手における筋電電極の交換を伴わないソケット交換				5,600 円

計 101,720 円

.....  
がソケットの上限価格となる理解でよろしいか。(別紙 P. 157、P. 172)

3. 「ソケット交換」において「電動義手において完成用部品に掲げられた筋電電極の交換を伴わない場合は、ダミー用部品価格として 5,600 円増しとすること。」と規定されている。電動義手には筋電電動義手以外にもスイッチコントロール式の電動義手もある。したがって、電動義手ではなく「筋電電動義手」または「筋電義手」とした方が明確かと思う。

4. 「完成用部品価格の交換」における「作業にかかる価格」とは、補装具全体を構成する完成用部品のうち、当該の申請で新たに購入する部品のみであるとの理解でよろしいか。

3. 御指摘ありがとうございます。文言を修正します。

4. 御意見のとおり、例えば、義足の膝継手を交換する場合は、完成用部品「膝継手」の価格のほかに、膝継手の交換に付随するアライメント調整の作業技術料として、「義足用 膝継手部品」のみを加えることができます。

<p>17</p>	<p>1) P. 82、90、96の「支持部について、オの完成用部品を使用する場合は上限価格の40%の範囲内で算定すること。」  適応すれば実質価格改訂による値下げとなり、40%の根拠が不明であり強く削除を求める。40%にする支持部と、対象となる完成用部品はそれぞれに、どの支持部に対して、どの完成用部品を加算すると40%になるか詳細を示してほしい。  例) 完成用部品 先ゴムを加算したら、大腿支持部は40%となるのか。</p> <p>2) P. 90 ミルウォーキー型付属品一式と完成用部品と併用加算できないとあるが、完成用部品のうち、腋窩パッドと胸郭バンドはどれか。</p> <p>3) P. 97 「完成用部品を加算することができない」とは、上肢装具には完成用部品は加算できないということか。根拠が不明であり、強く削除を求める。</p> <p>4) P. 101 イ本体価格は今までの計算式とは変更になるのか。「オーダーメイドで算出した額の75%」は、各社で算出するのか。</p> <p>本案は実質的な値下げであり、社会情勢から大きく乖離しており不服である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。  以下のとおり回答します。</p> <p>1) 支持部も含め、製作要素価格は使用材料費（材料及び部品等の購入費用）60%、製作加工費40%として基準額が設定されています（補装具費支給事務取扱要領）。完成用部品を使用する場合は、別途完成用部品を算定できることから、製作加工費及び完成用部品価格で算定してください。なお、完成用部品価格の算定要素には使用材料費が含まれています。  例示していただいた先ゴムは大腿支持部ではありません。  例えば、半月を含む完成用部品を使用する場合は、支持部「半月」の40%の価格に完成用部品価格を加えたものを算定してください。</p> <p>2) 完成用部品を使用される場合は、一式の価格ではなく、腋窩パッド4,300円等、支持部を個別に算定してください。</p>
-----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

		<p>3) 加算要素の注記になりますので、加算要素を算定する場合は、完成用部品を加算できないこと、ということになります。加算要素か完成用部品かいずれかで算定してください。</p> <p>4) レディメイド価格については、各メーカーから届出をしていただいた上で定めることとなっています。</p> <p>新規に定められた装具（レディメイド）を除き、1) から3) までにおいては、すべてプラス改定になっているのと同時に、完成用部品を使用する場合であっても、40%の範囲内で製作加工費を算定できることを明記したものになります。</p>
18	<p>(1) 車椅子の基本価格について、オーダーメイドが上限価格の125%の範囲内、レディメイドが従来通り上限価格の75%の範囲内とされているが、レディメイドを上限価格の60%の範囲内とすることはいかがか。従来通りとしたほうが混乱が生じにくいとされたのであろうが、オーダーメイドに毎回125%の計算をするのは手間に感じる。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>車椅子の基本価格については、モジュラー式が原則となります。モジュラー式では対応できない方のみオーダーメイドを算定できます。レディメイドは上限価格の75%になります。</p>

	<p>(2) 電動車椅子のハンドル形（いわゆるセニアカー）が対象になるのか、明記いただくか、Q&amp;A で出していただきたい。JIS 規格によるものと対象にならないように見受けられるが、今までは対象だったのではないか。</p>	<p>電動車椅子について、ハンドル形は J I S 規格に含まれていませんので新規購入の対象にはなりません。これまでの告示では、JIS T 9203-2006 が含まれていましたが、ハンドル形が J I S 規格から除外され、18 年が経過したことに伴い、本告示からは JIS T 9203-2016 のみとして整理したものです。</p>
19	<p>体幹装具、上肢装具の支持部には「モールドのサンドイッチ構造」の加算があるのに、なぜ下肢装具には設定されていないのか。 大腿、下腿のファンクショナルブレースが処方される都度、算定に苦慮している。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 ファンクショナルブレースについては、補装具ではありません。 なお、治療用装具については、医療保険制度における治療用装具の療養費支給基準等により取扱うこととされています。</p>
20	<p>全体的に円安と、世界的にももの値段が上がっている。電動車いすの特別な電動部品はほとんど輸入品なので、仕入れは約倍近くになってきている。 国内での仕入、製作も、生活費も 30%、40%位値上がりしているの、仕事をするのがとても大変になってきている。 そのうえで車いすの仕事が、自分の生涯をかけてする仕事だと、若者に言えなくなってきているし、この仕事に魅力を感じないと思われるも仕方がない。将来的にしっかりした仕事だと思って若者たちの選択の一つであってほしい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 仕入価格等については、国内メーカーに協力を依頼の上、調査しております。引き続き、適正な価格調査に努めてまいります。</p>

	<p>今まで日本の電動車いすを製作していた方々も高齢化もあり、辞めていく方が増えてきている。値段を上げないと将来的に人が入ってこなくなると思う。中国などの安い電動車いすが入ってきて、体に合わない、悪い車いすに乗ることにより、障がいを持つ本人の医療費も上がったり、介護もきつくなったり、生活費もあがる。結果的に本人の元気もなくなっていくのではないかと思っている。</p>	
21	<p>支持部と完成用部品(上限 40%)の併用を実質的に不可にしているなど、本案は実質的な値下げであり、賃上げを掲げている岸田政権の意向と反しており、また原材料費人件費高騰の社会情勢を全く考慮に入れていないので、経営、雇用の不安定を招くことは必至である。</p> <p>納税者として、また健康保険料の納付者として現政権の方針との整合性がとれていない案は廃案または見直しすることを強く求める。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>これまでの告示では、支持部に相当する完成用部品を想定していなかったところ、近年、支持部に相当する完成用部品が申請されてきていることから整理したのになります。</p> <p>完成用部品を使用する場合は、別途完成用部品を算定できることから、製作加工費及び完成用部品価格で算定してください。なお、完成用部品価格の算定要素には使用材料費が含まれています。</p> <p>例えば、半月を含む完成用部品を使用する場合は、支持部「半月」の40%の価格に完成用部品価格を加えたものを算定してください。</p>
22	<p>「足装具B デニスブラウン型」の定義について、「6歳未満を対象とするものに限る」とあるが、6歳以上の患児に対しても夜間装具として処方されることがある。年齢制限を設けないでほしい。</p>	<p>御指摘ありがとうございます。</p> <p>年齢制限については削除しました。</p>

23	<p>値上げ額が安すぎて全くお話にならない。大体5%くらいの設定なのだろうが、原材料費の高騰は今に始まったことではなく、数年前から徐々に上がっているのは全く考慮されないのではないか。廃業される会社も増えてる中でのこの仕打ちは業界助ける気がないのでだろうか。せめて30%から40%の増額が妥当なラインだと思う。</p> <p>装具の耐用年数が全然変わっていないが、上肢装具は3年も持たないのではないか。</p>	<p>補装具における原材料価格については、厚生労働科学研究において補装具事業者の方々を対象に実施した価格調査の結果から算出しており、研究報告書はホームページ上でも公表しています。</p> <p>耐用年数については、利用者によって大きく異なることから、一律に適用することのないように明記しています。</p>
24	<p>補装具費の改定ありがとうございました。物価高騰により様々な経費が掛かる中、価格改定してもらい非常に助かる。</p> <p>補聴器に関することで、「重度難聴用耳かけ型で受信機、オーディオシュー、ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる交換の額の範囲内で必要な額を加算すること。」とあり、今回改定されなかったが、改定の必要性があると考えます。</p> <p>特に、ワイヤレスマイクの適用に関しては、重度難聴者のみならず、高度難聴者や人工内耳装用者も対象とするべきと考えます。理由としては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 高度難聴者においても、距離が離れたり、雑音下での聞き取りが困難な事例は多く存在し、ワイヤレスマイクでの補聴が推奨されるため</li> <li>2 実態としてFM補聴援助システムの時代から、高度難聴者に対しても支給されていたから</li> <li>3 人工内耳装用者は特に雑音下での聞き取りが困難であり、日常生活においてもSN比改善が必要であることから、ワイヤレスマイク支給が望まれる。</li> </ol>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>高度難聴の方等に対する集団補聴システムについては、他の助成制度等もあることから、業界団体、学術団体等とも連携しながら、適切な運用に努めてまいりたいと思います。</p>

	<p>特に学齢期においては、授業中の教員の話声の聞き取りだけでなく、周囲の友人とのグループ活動など、成人の補聴ニーズとは異なり、特殊な状況が想定される。特に、高度難聴児や人工内耳装用児の場合、一般学級に在籍するケースが増えており、学校環境での聞き取りはワイヤレスマイクが無いと困難であることが予想される。</p> <p>第60回補装具評価検討会においても、高度・重度で分ける意味が本来無く、むしろ高度難聴の方に対して有効性が高いとあり、その点においても、重度難聴者のみにしか適用されないことは、平等性に欠けると思われる。高度難聴者や人工内耳装用者に対しては、重度難聴者よりも静寂下での聞き取りができる分、SN比の悪い雑音下での聞き取りに対するニーズが高いと考えられる。そのため、重度難聴者に限らず、交付の対象としてほしいと考える。</p>	
25	<p>修理基準において、骨格構造義足、殻構造義足共に、複製価格の項目について、チェックソケットは加算できないものとする表記があるが、同項目のB-2については坐骨収納型についてはチェックソケット加算ができるとの表記がある。混乱を避けるため、B-2の項目は「坐骨収納型ソケットは、62,100円増しとすること」、(注)の項目は「坐骨収納型を除くものはチェックソケット加算はできないこと」と表記するのはいかがか。</p> <p>購入基準の骨格構造義足について、断端袋の項目が抜けている可能性がある。</p>	<p>御指摘ありがとうございます。</p> <p>ソケットの複製については、チェックソケット加算は認められませんので、修正させていただきます。</p> <p>断端袋について、御指摘のとおり骨格構造義足の表中抜けておりますので追加いたします。</p>
26	<p>全体的には実情に即した形に大きく変更されていて嬉しく思う。しかしながら、何点か気になるところがあったので以下に記載する（今回は装具についてのみ書かせていただく）。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>

<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 昨今の物価上昇や円安、材料費の高騰、賃上げなどを踏まえると全体的な価格は低すぎると思うので、今一度、上限価格の見直しをお願いする。</li> <li>2. P. 84 の T・Y ストラップを硬性に使用する場合なぜ減ぜられるのか。その根拠をお示しいただきたい。</li> <li>3. 靴型装具の価格の価格は倍以上にして欲しい（一般市場でのオーダーメイドシューズ（我々で言う整形靴ですら 20 万は超えている。）特に製作の手間はほぼ患足と変わらない健足の価格は患足と同じにしたい。</li> <li>4. 体幹装具支持部の文言が胸腰仙椎支持部等が変わったため、以前の見積もりでは請求できなくなる。その場合、価格が合わない装具が出てくるが（現状の仕入れ価格以下の価格でしか販売できないことになる）、その価格差を患者からいただくことは問題ないようにして欲しい。</li> <li>5. P. 96 の肘サポーターの新設ありがとうございます。ただ、膝サポーターに比べて手間のかかる肘サポーターの価格が低いのは納得できない。（サイズは小さいので安く済むとも思っているのかもしれないが、小さいほど製作には時間がかかる。材料費よりも人件費のほうが遥に価格に占める割合が大きいのので再考をお願いします）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 補装具における原材料価格については、厚生労働科学研究において補装具事業者の方々を対象に実施した価格調査の結果から算出しています。公定価格ですので、価格設定には根拠が必要であり、そのための調査については、補装具事業者を対象に実施しているものです。</li> <li>2. 短下肢装具硬性の支持部の価格にはベルトの価格が含まれています（補装具費支給事務取扱要領）。一方、支柱付き下肢装具の支持部にはベルトの価格が含まれていません。T・Y ストラップは変形した足関節を支柱に引き付けて矯正するためのベルトですので、告示では支柱付き短下肢装具を想定した価格になっています。ただし、硬性にも使用されている実状に鑑み、ベルト 1 本分の価格を差し引いた上で算定できるよう明記しました。</li> </ol>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>6. 肘、膝ともにその他の加算要素でダイヤルロックがなくなったが、完成用部品に無いダイヤルロック継手を使う場合があるので削除しないでいただきたい。</p> <p>7. あと、足趾の基節骨や末節骨の骨折用に装具を作る場合があるので、足趾装具の項目もあると助かる。（現状は足底装具で取るしかない状態である）</p> <p>8. 耐用年数に予想年数と記載し一律に適用しないようとの文言を入れていただきありがとうございます。ただ、上肢装具の耐用年数がデフォルトで3年のままであるが、せめて半分の1.5年にしていただけませんか。実際、上肢装具は下肢や体幹に比べ取り外しする機会も多く、軟性の場合は特に面ファスナーだけでなく本体のパイル部分が機能しなくなることが早ければ半年ほどで起こるためである。</p> <p>9. 既製品の耐用年数がオーダーメイドと同じなのは無理があると思う。メーカー各社に確認したところ1年以下と考えているところも多くあるので、メーカーに耐用年数を確認しその範囲内にしていただきたい。（特に上肢装具の既製品）</p> <p>10. 既製品をオーダーメイドと同等の耐用年数にした場合、修理は必須になると思うが、[8.]で述べました本体パイル地が機能しなくなるとも同じように起こった場合、修理は支持部の交換などをとることに</p>	<p>3. 健足は採型の必要がありませんので、患足と同等の価格とすることは適切ではないと考えます。 告示価格の決定においては、引き続き適正な調査等を進めてまいります。</p> <p>4. 御意見にある体幹装具の支持部の算定については、従来と変わっていません。従来告示では、胸椎装具は骨盤から胸背部に及ぶもの、つまり胸椎という用語は骨盤から胸背部におよぶもの、となっています。したがって、胸椎支持部が骨盤から胸背部に及ぶ価格であることは価格からみても明らかであり、補装具費支給事務ガイドブックでも胸椎装具硬性の場合の算定を明記しています。新たな告示では国際規格と合わせ、胸椎装具を胸腰仙椎装具としたもので、算定基準は変わりません。</p> <p>5. 支柱付と支柱なしの価格が反対になっていましたので、修正しました。</p>
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

<p>以上</p>	<p>なり、装具によっては既製品の価格より高くなると思う。（当然修理の場合、一度バラすなどの手間がかかるし、それが自社製品よりも材料が入手しづらかったり特殊な機器が必要な既製品であれば尚更である。）この様な場合のことも踏まえて考えていただければと思う。</p>	<p>6. ダイヤルロックについては、再掲します。</p> <p>7. 骨折用の装具については補装具ではなく、治療用装具です。なお、治療用装具については、医療保険制度における治療用装具の療養費支給基準等により取扱うこととされています。</p> <p>8. 耐用年数については、補装具において軟性装具が支給される実態を踏まえた上で検討する必要があると考えます。</p> <p>9. 10. 装具（レディメイド）については、新設されたものであり、現状、議論する上でのデータはないと考えます。</p>
<p>27</p>	<p>政府主導で賃上げのための価格転嫁を推進しているにもかかわらず、今般の算定基準は全く現在の潮流に合致していないと考える（<a href="https://www.gov-online.go.jp/article/202402/tv-5074.html">https://www.gov-online.go.jp/article/202402/tv-5074.html</a>）。もっと従業員の生活水準改善のための価格上昇を強く要望する。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>補装具における原材料価格については、厚生労働科学研究において補装具事業者の方々を対象に実施した価格調査の結果から算出しています。</p>

	<p>昨今の物価上昇率から鑑みても、前回の算定基準と比較して、8%は上昇させないと従業員の賃上げは期待できない。材料費等の高騰も鑑みて再考を具申する。</p>	
28	<p>前回の改定から3年経過し、世の中の物価高騰・人件費の増額・社会保険料の増大による企業の利益の圧迫が厳しくなっている。</p> <p>具体的には限界利益が約10%下がっており現状の一部改正案による義肢・補装具の基準額が5%か6%増加する程度では賄えなくなっている。</p> <p>また、今後また数年後改定する事を考えても、その間に社会の流れが物価の上昇・賃金の向上を掲げていく中では現状の案では企業を継続することが困難となる。</p> <p>以上の事からこの案に関し再考願いたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>補装具における原材料価格については、厚生労働科学研究において補装具事業者の方々を対象に実施した価格調査の結果から算出しています。公定価格ですので、価格設定には根拠が必要であり、そのための調査は、補装具事業者を対象に実施したものです。</p>
29	<p>義肢装具士をしている。</p> <p>今までは車椅子の日よけと雨よけはどちらかしか見積もりに載せられませんでした。今回別項目になったということで両方書けるか。</p> <p>同じく今までは張り調整式バックサポートに背クッションは付けられなかったが、バックサポートに背クッションをつけることが可能か。</p> <p>車椅子のテーブルと姿勢保持のカットアウトテーブルの違いは何か。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>更生相談所の医師（嘱託医含む）が必要であると認め、処方された場合は、日よけと雨よけ双方の支給及び張り調整式バックサポートと背クッションの算定は可能です。</p> <p>テーブルとカットアウトテーブルについて、カットアウトテーブルは利用者の体幹部をくりぬき、テーブルが体幹部を囲うようになっていることで、体幹の安定や上肢の保持を図るもので、補装具費支給事務取扱要領にも記載しており、その他はテーブルとなります。</p>

30	<p>概ね5%、6%の値上げと思われるが、近年の材料費、輸送費、その他営業に係るすべての価格の上昇率を考えると、納得できる価格ではない。</p> <p>政府は企業に賃金アップを求めているが、この価格ではとても賃上げ難しいのではないか。</p> <p>価格改訂は3年に一度となっているが、現在の物価上昇の流れの中、この価格で3年間では経営が成り立たないとする。最低でも15%程度の値上げが必要だと考える。</p> <p>また、価格の改定も1年毎とすることを望む。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>補装具における原材料価格については、厚生労働科学研究において補装具事業者の方々を対象に実施した価格調査の結果から算出しています。</p>
31	<p>全体を通じて国では賃上げの推進を行っているが、既製品による収益悪化も伴い、3年に一度の改定の中、今回の改定により今年分の賃上げは実施予定であるが、来年以降のインフレが予測される中で来年度、再来年度の賃上げに関しては難しく、今年度分も賃上げに関し消極的に行う形可能性が高い。</p> <p>個別事例に関してA-7a A-7bに関して足底装具製作に関してギブス採型と印象材を要した採型に関し、基本価格の差が大きいこと。印象材からcad/sam等でスキャンを行う場合と、ギブスでモデルをおこす場合があり、ギブスでモデルをおこす場合作業時間の差がそこまであると思えないため。また生産性向上のための施策に対しネガティブな印象となり積極投資を行えず、結果として生産性向上に関する投資を行いにくくなる。</p> <p>B支持部足部C mp 近位・遠位が分かれている点に関してその差で大きな手間の差が生じにくい点</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>補装具における原材料価格については、厚生労働科学研究において補装具事業者の方々を対象に実施した価格調査の結果から算出しています。</p>

	<p>c その他加算要素 T・Y ストップに関して硬性装具に対して使用する場合の方が材料費、手間がかかる。硬性にバンドが含むためというのが理由であれば、修理項目加算できる旨を記載して頂きたい。</p>	
32	<p>座位保持装置の、エ 製作要素価格 (ウ) 構造フレームの (注) 4 にて「リクライニングティルトに限り」の表記があるが、車椅子の機構加算では「ティルト・リクライニング機構」となっている。表記はどちらが正しいのか。</p>	<p>御指摘ありがとうございます。「ティルト・リクライニング機構」に統一します。</p>
33	<p>電動車椅子の機構部品加算のスイッチについて、備考の「スイッチ延長の場合は 1,050 円増しとすること」と記載があるが、電動車椅子のスイッチは複数本採用されている場合が多いため、一本当たりの表記を追記していただけるとありがたい。</p>	<p>御指摘ありがとうございます。「1 本当たり」を追加します。</p>
34	<p>装具 (レディメイド) が新設されているが、令和 4 年度より新設された既製品リストとの兼ね合いはどうなるのか。 レディメイドには 6% 加算は適応しないのか。 足底装具の採型方法 2 種については、こちらの判断でどちらを用いて採型してもよいのか。 肘サポーター支柱付き ¥10,300、支柱なし ¥16,850 となっているが、間違いではないか。 命令などの案、別紙 P.101 の 11 行「別に定める係数を元に算出すること」の係数はどこに定められているのか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 治療用装具については、医療保険制度における治療用装具の療養費支給基準等により取扱うこととされています。 装具 (レディメイド) には損税が発生しませんので、6% の加算はありません。 肘サポーターの価格については、修正を行いました。 係数については、別の通知により発出します。</p>

35	<p>現在提示している補装具費改定案では、光熱費・交通費・材料費すら賄えず、岸田総理肝いりの人件費の向上アップなど到底不可能な金額である。</p> <p>コロナ禍のなかで、3年間の間我慢してきているのに他企業は価格に添加は、致し方得ないと岸田総理は、認めているにも拘らず義肢業界は、添加できずに我慢を強いられてきて、この価格案では、納得できない。</p> <p>厚労省は、医療費に予算を使ったとメディアでも公言しているが、コロナで医療費を使ったのは、一部の内科・及び関連病院であって整形外科及び私たち義肢業界にあっては、全く関係がなくマイナスである。</p> <p>高齢者社会は、加速し需要が求められる時代です。厚労省の方々、あなたたちも歳を取ることを忘れていないか。</p> <p>今一度、ご検討宜しくお願ひしたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>
36	<p>手動車椅子、制作、機構加算、フレーム、備考、幅止めの6,000円について、上記が一台分の設定になっているが、車種によっては、複数本の幅止めが組み込まれている製品があるため、一本当たりの追記を希望する。</p>	<p>御指摘ありがとうございます。 メーカー等にも確認し、複数本の幅止めが組み込まれているものもあるため、「1本当たり」と追記しました。</p>
37	<p>車椅子・電動車椅子について、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車椅子に対する位置付けが変わったと捉えた。</li> <li>・採寸料が発生でき、それに関しては高く評価する。</li> <li>・新規製作時の捉え方はかなり前向きだが、修理対応時の積算が困難かと見る。</li> <li>・修理対応時も採寸するもの（クッション等）は採寸料が発生すべきである。</li> </ul>	<p>御指摘ありがとうございます。 オーダーメイドのクッション交換に限り、採寸料を加算できることとしました。</p>

38	<p>修理項目のその他の備考欄に、「価格は、1個（回）当たりのものであること」とあるが、この「1個（回）」は、転倒防止交換やメカロック交換等、左右各1個ある場合や、ワイヤ交換、レバー交換のように1台に複数個ある場合には該当修理部分当たり「1個（回）」となり複数個計上できるのか、それとも該当修理部分が複数個あった場合でも、補装具支給決定を「1個（回）」とみなし、複数計上はできないのか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 1個と1台とは分けて書かれています。 修理は片側のみが壊れることもあるため、単位を1個としています。</p>
39	<p>テーブル取り付け部品は片側や一本当たりという記載がないため、一台当たり1セットという認識である。しかし、取付時に一番汎用性が高いと思われる差し込み式の場合、利用者様によっては左右2本取り付けて、両差しとして使用するケースも少なくないため、両差しのことも考慮した記載にしていきたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 テーブル取付部品に単位の記載を加えました。</p>
40	<p>近年、盲人用安全杖が、急速に値上がりしており、通常購入でも8000円前後、石突きを本人の使いやすい形に交換すると1万円前後になってしまう。</p> <p>特に、初めて白杖を申請しようとする方の中には、限度額が低いために、安全を犠牲にしても自己負担額を抑えようとする方もいます。補装具の申請をお手伝いする立場としては、是非とも歩行時の安全は確保してほしいと考えているので、「原則1割負担」に近い負担額で済むように、あと少しの増額をお願いしたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 補装具の基準価格は、厚生労働科学研究において補装具事業者の方々を対象に実施した価格調査の結果から算出しています。公定価格ですので、価格設定には根拠が必要であり、そのための調査は、補装具事業者を対象に実施したことになります。</p>
41	<p>視覚障害者安全つえは価格の高騰が続いており、現行の補装具費で購入すると、必ず自己負担が発生する形となっている。改正案の状況においても十分とは言えない。</p> <p>また、石突が補装具費で算定されないのは、当事者の負担増につながる。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 補装具の基準価格は、厚生労働科学研究において補装具事業者の方々を対象に実施した価格調査の結果から算出しています。公定価格ですので、価格設定には</p>

		<p>根拠が必要であり、そのための調査は、補装具事業者を対象に実施したのになります。</p>
42	<p>別紙P. 77 (3) 装具 (オーダーメイド) ウ基本価格 下肢装具用A7-bにおける 上限価格¥8,200について再検討をお願いしたい。理由及び根拠は以下のとおりである。</p> <p>補装具評価検討会 (第61回) 令和6年度告示改正の具体的な方向性 (案) にて資料1-2で示される、3. (1) 2装具 印象材による採型区分の新設の中で「現状の告示では、足底装具の採型区分は、ギプス採型を前提とした価格となっているが、実際には、「印象材 (インプレッションフォーム)」を用いた採型も行われている。印象材 (インプレッションフォーム) を用いた場合には、材料費及び作業時間の効率化が可能となる」。とし、ギプス採型、印象材採型、採寸と3方法のコストと時間の比較を行っている。その結果「印象材を用いた場合、採型用材料費は2/3、採型に要する時間は1/3」と示している。</p> <p>これを根拠として従来のギプス採型基本価格¥12,300に対し2/3の¥8,200としているが (採寸は¥6,700)、基本価格の採型とは「補装具費支給事務取扱要領」の制定について (障企自発0331第1号) によると、</p> <p>P. 25 (3) 基本価格 1 共通事項</p> <p>「エ採型とは、「アの基本工作法」に基づいた採型に必要な工程のなかで、「ウ) の採型」及び「(エ) の陽性モデルの製作」が行われるものであること。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>A-7において、ギプス採型が必要な場合は足関節の変形等があり、印象材では採型できない場合であると考えます。足関節変形の有無は陽性モデルの製作及び修正においても影響を及ぼすものと考えます。</p>

	<p>なお、実際に採型を行ったものであっても「(エ)の陽性モデルの製作・修正」が行われない場合には、採寸の価格とすること。」と記載されている。</p> <p>つまり、基本価格とは「採型及び、陽性モデルの作製」であるが、補装具評価検討会では陽性モデルの作製時間について考慮されていない。</p> <p>そして、その陽性モデルの作製工程にギプス採型、印象材採型の差違はなく、作業時間割合としては採型より陽性モデルの作製（私の作業実績として1時間は要する）が大半を占めるため、印象材を使用しても採型及び陽性モデル作製時間をギプス採型に対し2/3に効率化するのは不可能である。及び、陽性モデル作製作業を行うにもかかわらず、採寸に近い価格（採寸との価格差¥1,500）では整合性がとれない。従って印象材採型基本価格¥8,200は不適切と考える。</p>	
43	<p>電動車椅子のウ「本体価格」の簡易形について「車椅子部分は、1の(6)の車椅子の価格を加えることができること。」とあるが、「自走用」「介助用」のいずれも選択可能ということか。「自走用」のみであれば当該項目の備考欄に追記して欲しい。または、簡易形の定義欄の「車椅子に電動駆動装置又は制御装置を取り付けた」部分の記載を「自走用車椅子に」に変更して欲しい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>自走用車椅子にも介助用車椅子にも取付けが可能です。</p>
44	<p>基本価格車椅子普通型の金額についてなぜ¥90,000に下がったのか（全体的に物価上昇に伴い価格が上がっている）</p> <p>座位保持装置（姿勢保持装置）中で付属品のパット類（肘・肩・胸・体幹・下腿・足部保持パット等）に関して単独で使用する場合がありますカバーを作成して納品している。カバーする際の価格の検討をお願いしたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>補装具の基準価格は、厚生労働科学研究における価格調査及びメーカーへのヒアリング等の結果から算出しています。</p>

	<p>座位保持装置（姿勢保持装置）の構造フレーム車椅子の支持部の重複に関して、マイナス 95%とすることになっているが、必ずしも重複するとは限らない場合があるのでその場合事業者としてはマイナスになるので代替案を検討して頂きたい</p> <p>この業界では、元々ニーズが特殊なもので量産物と違ってコストが割高であり、場合によっては海外製品に頼る必要がある。又、使用者個々に適合させる必要があるため、専門の医師・セラピスト等、具合を見ながら製作を進めるので、人的コストも含め価格表に挙げられている金額は、最近の世情からすればズレがある。</p> <p>何を元に金額の設定がされているのか不明であるが、少なくとも世の物価に合わせた価格改定が毎年なされるべきではないかと思う。</p>	
45	<p>療養費の支給対象となる既製品の治療用装具の価格表は廃止されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>レディメイド装具について、オーダーメイドで算定した価格額の 75% が上限との理解でよろしいか。</p> <p>基本価格（上限：2,500 円）は採型区分の採寸価格に基本価格を加できるとの理解でよろしいか。</p> <p>レディーメイドの装具の価格が分かりにくいいため、分かりやすく膝サポーターの例などで表現いただけないか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>装具（レディメイド）の価格は、当該装具を製作しているメーカー（輸入代理店を含む）が申請するものとされています。</p> <p>なお、治療用装具については、医療保険制度における治療用装具の療養費支給基準等により取扱うこととされています。</p>
46	<p>車椅子について</p> <p>1) レディメイド式とモジュラー式とオーダーメイド式の違いについて、一般的な寸法の車椅子を必要とする場合（例：座幅・座奥・背高が 40cm）で、かつ基本工作法の（ウ）（エ）（オ）が不要であっても、</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>以下のとおり回答いたします。</p> <p>車椅子について</p>

構造がモジュラーであれば、モジュラーとして認めてよいのか、または、構造がモジュラーで、且つ（ウ）（エ）（オ）が必要となる場合に限りモジュラーとして算定可能なのか。

また、オーダーメイド式はモジュラー式の調整可能範囲内で対応できない寸法のものが該当するのか。例えばこれまで座幅 44 cm であればオーダーメイド式で取り扱っていたが、モジュラー式の調整範囲で 44 cm の対応が可能であれば、モジュラー式でよいか。仮に座幅 46 cm 以上が受注生産になる製品であればオーダーメイド式ということか。モジュラー式の定義に関してもう少し具体的に違いを記載して欲しい。

2) (イ) 基本価格の(注)「レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること」について、初回支給において基本価格が100パーセント加算できるのは、オーダーメイド式かモジュラー式を1台のみ申請する場合で、レディメイド式1台の場合は50パーセントになると見受けられるが、初回交付がレディメイド式2台の場合は、上記のさらに半額となり、1台につき25パーセントとなるのか。それとも1台につき50パーセントになるのか。また、再支給でレディメイド1台の場合は25パーセントまたは50パーセントかわかりづらいため支給と再交付の説明を分けてほしい。また1台支給と2台同時支給時の加算方法の違いを具体的に明記して欲しい。

3) (ア) 機構加算の(注)について、「リクライニング機構のうち、回転軸が2か所以上設けられている場合で、うち1つが座面の中に

1) から3) 補装具費支給事務取扱要領を御確認ください。

4)、5) 単位を追記しました。

6) 「完成用部品を使用する場合は」という条件ですので、完成用部品しか算定できません。

7) ア、イのいずれにおいても基本価格を含むものになります。

電動車椅子について

1) 補装具費支給取扱要領を御確認ください。

2) 本体価格に転倒防止装置を含んでいます。キャスト付転倒防止装置も含まれますので、加算はできません。

設けられているものはティルト・リクライニング機構に準じること」とあるが、回転軸が座面の中にある構造とはいわゆる新リクライニング方式のものと考えてよいか。

また、回転軸が座面の中に1つのみの製品の場合は、「リクライニング機構」若しくは「ティルト機構」のどちらに該当するのか。

また、「新リクライニング機構」＋「ティルト機構」の製品については基準外ということか。

4) (イ) 構造部品加算の「基本構造」の備考について、「幅止めの構造を有する場合は6,000円増し」とあるが、個数に限らず6,000円ということか。1個当たりの金額か。

5) (イ) 構造部品加算の「テーブル取り付け部品」、個数の規定がないが、個数に関わらず5,000円が上限という解釈でよいか。

6) (イ) 構造部品加算の(注)について、「クッションについて姿勢保持装置の完成用部品を使用する場合は、1の(5)の姿勢保持装置の価格を加えることができること。」とあるが、これは(車椅子だけでなく)座位保持装置の基本価格の算定も可能ということか。あくまで完成用部品の価格のみであるならば上記の「1の(5)の姿勢保持装置の価格」という表現ではなく、「完成用部品の価格を加えることができること」の表現の方が混乱が無いように思う。

7) 基準額の算出については、(ア) 告示により算出した額と、  
(イ) 現に補装具の購入又は修理に要した費用の額のどちらか低い方と  
することが大原則であるが、レディメイド式、モジュラー式の場合、基  
本価格を含めた全体の価格を(ア)とするのか、もしくは基本価格を除  
く部分を(ア)とするのか。

#### 電動車椅子について

1) 標準形及び簡易形に共通して加算可能な項目と、標準形に限る項  
目の記載を明確にして欲しい。(7)のウの(イ)の構造部品加算につ  
いて、操作ボックス?バッテリーは標準形と簡易形共通で、基本構造以降  
の項目は標準形の基準であり、簡易形については車椅子の構造部品加算  
より算定することで間違いないか。その場合、操作ボックス?バッテリー  
の項目は構造部品加算(イ) - 1 (標準形、簡易形共通)、基本構造以  
降は(イ) - 2 (標準形に限る)、というように項目を分けるか、備考  
欄に「標準形にのみ加えることができること」といった記載を追加、ま  
たは修理基準のように標準形と簡易形の項目を完全に分離していただ  
けるとわかりやすい。

同様に(ウ) 付属品に関しては、標準形・簡易形共通で加算可能とい  
う認識でよいか。その場合、パワーステアリング等の項目については  
「標準形にのみ加えることができること」といった標記を追加してはど  
うか。

	<p>2) 標準形・簡易形ともに本体価格内に転倒防止装置を含むとあるが、キャスト付きとする場合、1の(6)のエの(ウ)の付属品の転倒防止装置の「キャスト付き 6,400円」を加算できるということか。</p>	
47	<p>骨格構造義肢の修理について、1)3の(2)ア「ソケットの交換」の説明について、「(前略)ただし、筋電義手において完成用部品に掲げられた筋電電極を伴い場合は、(後略)」の記載に関して、骨格構造義手に筋電義手の基準はないのではないか。</p> <p>2)3の(2)のエ「義手用ハーネス及び義足懸垂部品並びに断端袋の交換」の項目にて、義足用懸垂部品の項目の下にあるべき断端袋の項目が抜けているのではないか。</p>	<p>御指摘ありがとうございます。 現状では、骨格構造義手に電動義手はありませんが、掲載しています。</p> <p>断端袋の記載は追記しました。</p>
48	<p>「クッション(カバー付き)」の備考(別紙P.114)において、「ゲル素材を使用する場合は9,850円、多層構造又は立体編物を使用する場合は3,000円増しとすること。」と記載されている。</p> <p>しかしながら、現行制度には記載されている「クッション(バルブを開閉するだけで空気量を調整するもの)」と「クッション(特殊な空気室構造のもの)」に関しては、使用事例が多いにもかかわらず、言及されていないが、これはどちらも完成用部品に掲載されているため、今回の案には記載されていないとの認識で間違いはないか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 必要に応じて、姿勢保持装置の完成用部品を使用ください。</p>
49	<p>視覚障害の方をサポートするガイドヘルパーをしている。白杖は当事者はもちろん、ガイドヘルパーにとっても、人混みの中サポートする際、白杖によって周囲の方に認知して貰えて事故の無いスムーズな移動に欠かせないものである。</p> <p>その白杖を認知しない人や自転車との接触で折れたり、駅前の違法駐輪の自転車の車輪の中に挟まり折れるなどを当事者から聞き、そういう</p>	<p>御意見ありがとうございます。 引き続き適正な補装具費支給制度の運用に努めてまいります。</p>

	<p>場合の買い替え費用なり、一本の白杖の値段が低くなることで、常に白杖と共に視覚障害の方が行動出来る環境を希望する。</p>	
50	<p>患者の立場から、国の制度ながら、県外等への転居をすると制度の扱い方に相違があり、以前の自治体では認められるものが、今の自治体では認められないということがあり、とても困る。</p> <p>国で決定しているのなら、取扱いに関しても全国一律としてほしいものです。</p> <p>また、一本杖は年々価格が高騰し基準額の範囲内で売っているものを探す方が大変である。メーカー等の価格の記したカタログを添付し、その2/3を負担するなどの柔軟な対応を求めたい。もし不正をするような業者がいるのであれば、実物提出でもかまわないので検討願いたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>全国の市町村や更生相談所等に向けて、制度の運用についての研修等も実施してまいります。</p> <p>歩行補助つえについては、機能が補装具の処方と同等のもので、より軽量なもの、デザイン性の高いもので基準額を超えることになる場合は、基準額との差額を自己負担していただくことにより、購入いただくことが可能です。</p>
51	<p>別紙P.78(3)装具(オーダーメイド)ウ基本価格(注)のチェック用装具について再検討をお願いします。理由は以下のとおりである。</p> <p>装具製作においてその対象となる患部の変形及び麻痺が著しい場合、高度且つ厳密な適合が要求される。その結果、仮合わせにて一度製作してしまった製品を手直し・修正では満足な適合を得る事は出来ず、再作製せざるを得ない。故に、仮合わせ専用の装具(チェック用装具)が必要不可欠である。</p> <p>従って、チェック用装具の適用をカーボン製に限定せず、装具全般に広げる必要があると考える。</p> <p>(現在既に、チェック用装具を作製し仮合わせを行っております。高度な適合を要求される装具の需要は増加の一途で、利益率がますます悪</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見として承りました。</p>

	化しており窮地に立たされている。このままでは装具の品質が維持困難なため、是非改訂を宜しくご検討の程お願いする。)	
52	価格改定時期を厚生労働省に問い合わせた所、3年に一度との回答を得た。昨今の様に原材料価格変化率がおよそ10%（補装具評価検討会（第61回）令和6年度告示改正の具体的な方向性（案）にて資料1-2で示される「1原材料価格等の高騰への対応」による）となると、3年に一度の改定では価格が物価上昇に全く追いついて行かず、どんなに物価が急上昇しても3年間は耐えなければならない。利益率は低下の一途をたどり商売とした成り立たなくなってしまう。そのような事を未然に防止するために価格改定を毎年行う様に改善をお願いする。	御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。
53	視覚障害者の利用する白杖の額の基準を白杖の先端に取り付けるパームチップを含めたものにしてください。	御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。
54	不正請求、不適切請求 納品をなくすためにも厚生労働省の考え方や不明確な部分のご説明お願いしたい。  1 靴型装具について 靴型装具の定義では、変形の矯正、圧力分散による疼痛除去等の特定の目的のために、足部に適合させた靴であり、短下肢装具の種類である足装具の定義は、足部変形の防止及び矯正等を目的とするとのある。靴型装具には製作の際に上記の両定義された目的達成のために、靴の中に足底装具と同様の所謂インソール状のものを製作し靴の内部に入れ、その相互作用により目的を達成しようとするのが通常である。	御意見ありがとうございます。 靴型装具が必要となる方の足部に適合させるためには、インソールは含まれているものとなります。 利用者の方の足部に適合させるために、インソールは不可欠なものです。 足底挿板はインソールのことです。 靴型装具は装具ですが、足部覆いは付属品です。

しかし足装具の備考では（靴型装具の一部として算定できないこと）とされ、また靴型装具では（足底装具の価格は加算できないこと）とある。

これらのことから勘案すると靴型装具の価格の中には 特殊靴 整形靴の何れの内部にも足底装具に似た所謂インソール状のものの製作に対する対価が、基本価格に含まれていると考えるべきなのか。

また、健側にもインソール状のものの価格が含まれていると考えるべきなのか。

それとも、靴型装具の価格の中には特殊靴 整形靴の何れの場合も足底装具に似た所謂インソール状のものの対価が含まれておらず、製作の必要が基本的にないと解釈されるべきなのか。

## 2 足底挿板の解釈について

装具（オーダーメイド） 修理項目オ その他の交換・修理ア修理部位 靴型装具

上記の欄に足底挿板交換 ¥7550 片側

備考 踏まず支え等の機能を有し、取り外しはできる構造のものに限るとあるがこれは踏まず支え等の機能を有さない補高（敷革式）を意味するものではないと考えられ、同時に靴型装具の修理範囲にあることから、短下肢装具 足部 C 足底装具と考えられない。

それでは足底挿板（踏まず支え等の機能を有し、取り外しはできる構造のもの）は何を指すのか。

## 3 靴型装具と足底挿板について

判断解釈に迷う 1 靴型装具について 2 足底挿板の解釈についての判断に左右されるが、靴型装具の内部には、足底装具に同様なものと考えられる足底挿板 ¥7550 片側（純利益を含む）を付属有することが、前提条件であるのか。

またそれは足底挿板を製作できると考えられる、採型し陽性モデルを製作する特殊靴だけが対象なのか。

さらには採寸のみで陽性モデルのない既成の木型を使用する整形靴にも、足底挿板を製作しなければならないと解釈されるのか。

（採型から製作した陽性モデルなしに踏まず支え等の機能を有し、取り外しはできる構造の足底挿板を製作することは難しいと考えられる）

#### 4 靴型装具について

靴型装具は既製品の靴型（ラスト）を補正したものを整形靴、陽性モデルを基に製作されるものを特殊靴とされているが、靴型装具の上限価格の中には仮合わせの金額は含まれているものと解釈すべきか。

また整形靴に関しては上限価格の中にはその都度ユーザーに合わせて既製品のラストを購入し、補正や修理することも鑑み、個々にラストを保管する購入と保管の費用に掛かる対価が含まれていると解釈されるのか。

もしくは既製品の靴型を使いまわし製作することが前提であり個々の木型購入保管の必要はないと考えてよいのか。

#### 5 短下肢装具と靴型装具について

区分 下肢装具 b 支持部 名称 足部 種類足部B1 足部覆い

	<p>足部覆いが新設されたが例えば短下肢装具の足部覆いの爪先の開いた形状のものは、靴型装具の爪先の開いた形状のものと見た目では非常に似ているが、上限価格に違いがある。</p> <p>靴型装具とはアッパーの付いたものとあるので、似た形状でもアッパーがついていないものは短下肢装具の足部覆い、アッパーの付いたものは靴型装具と分けるのか。</p> <p>爪先が開いて形状の似ている短下肢装具の足部覆いタイプと靴型装具の違いの明確な基準をどのように解釈し判別するのか。</p> <p>以上、ご回答の程お願いしたい。</p>	
55	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 新設に「上限価格」とあるがどのような解釈か。</li> <li>2. 下肢装具 P. 63 : 足装具のカテゴリーで P. 82 : C 足底装具の分類で 1…MP 遠位 2…MP 近位の定義</li> <li>3. 新設 P. 96 : 肘サポーター支柱あり、なしの価格 記載ミスではないか。</li> <li>4. 短下肢装具で足関節サポーターや手関節装具でリストサポーターの製作内容があるが膝や肘のようにサポーターの項目があれば見積りが明確になる</li> <li>5. 車椅子の基本価格の注釈、「レディメイド式、2台同時支給及び再支給の場合については、1台当たりの基本価格を上限価格の半額とすること」について、再支給において レディメイドで同型・同機種が耐用年数内に廃盤になるなど 同様の仕様がない場合に車椅子選定のために行った採寸は50%となるのか、否か。</li> </ol>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>これまでも、告示の価格は上限価格となっていましたが、価格より安価に設定した価格を認めてもらえない等の事態もあったことから、上限価格と表記としました。</p> <p>肘サポーターについては御指摘ありがとうございます。修正しました。</p> <p>「医師の採型技術料を含まないものであること」については、各種目の購入基準の冒頭に記載があります。</p>

	<p>6. 付属品：スポークカバーと高さ調整式手押しハンドルは、片側の金額ととらえてよいか。以前の半額ぐらいの金額になっているが記載ミスか。</p> <p>7. P. 100 の旧の備考、「1本表の価格は、医師の採型技術料を含まないものであること。」との記載があったが今回削除されている。病院施設より採型・採寸のコストが算定できるのか、否かの問い合わせがあり回答に困っていたため、今回の改定によりレディメイド(既製品)の取り扱いに関し医師の採型技術料(700点や200点)などの算定ができるのか、否かの明文化して欲しい。</p> <p>8. P. 101 レディメイドの項目で 基本価格 2,500円と算出方法の説明</p> <p>9. 足底装具で Dr の指示や屋内外・学校内外の生活環境から靴を脱いでの生活や上靴での環境もあるため、今後複数製作は可能か。</p>	<p>その他、個々の算定方法については、補装具費支給事務取扱要領を御確認ください。</p> <p>補装具の処方医師のみができるものになります。</p>
56	<p>装具の中でレディメイドの必要性はあると思う。昨年から価格を決めて販売しているが、設定金額の低さに驚いている。</p> <p>義肢装具士の仕事としてはレディメイドの商品でも装着・販売したら終わりではない。購入後のフォロー等が基本的には受けられないネット等の金額と比較するのはおかしいと思う。病院では装着後のチェックやメンテナンスが長くかかるのが一般的である。場合によっては装着後のサイズ変更も考えられる。</p> <p>したがってレディメイドの価格設定を今一度検討していただくようお願いしたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>治療用装具については、医療保険制度における治療用装具の療養費支給基準等により取扱うこととされています。</p>
57	<p>義足の修理基準のチェックソケット加算が出来ないことについて、ソケットの修理と言っても交換の場合は新規作成と変わらないのに、なぜ加算が出来ないのか理由を知りたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>ソケットの交換について、新規作成は購入基準で算定できると今回改正したと</p>

既製品の価格の取扱いが謎過ぎる。誰が見ても迷わず分かるような価格設定、並びに計算式にしてもらわないと困る。詳細が分かるようにしてほしい。そして各関係機関への周知を徹底してほしい、問い合わせが増えるとそれだけで業務負担が増えるため。

Yストラップ加算がなぜ硬性の場合金額が下がるのか知りたい。硬性のプラスチック装具などにYストラップを製作する方が、モデルに沿わないといけないため、金属支柱のタイプよりも製作に手間がかかる上、材料費も変わらないのに、なぜ金額が安いのか知りたい。もしくはそう判断した根拠を知りたい。

下肢装具に足底装具加算が出来るようになっているが、価格が合わない。足底装具単体を作るよりも、短下肢装具内に作る方が気を付ける点が多く、適合もシビアなのに、通常の分に比べ価格設定が低すぎる。

硬性装具のベルト加算が認められないことについて、患者の状態や作る装具によって、ベルトの本数は変わるのにどれも一貫して硬性の製作要素に含まれるのはおかしい。1本で済む装具もあれば、5本以上必要になるケースもある。これを同一価格はおかしいと思う。1本ずつ加算できるようにしないと単純に不公平である。

断端袋の価格差について、新規と修理で価格差が出るのは意味が分からない。何がどう違って価格差が出るのか教えてほしい。

支出を抑えるというのは当たり前のことで理解できるが、実際我々が従事している仕事をなめているとしか思えない。本当に真面目にやるの

ころです。念のため、複製とは異なるものであることを申し添えます。

既製品の価格は各メーカーが決めるもので、補装具事業者が決めるものではありません。

そもそもYストラップの定義上、硬性装具の付属品とはなりません。今回の改正で硬性装具にも算定できるようにしたものです。補装具費支給取扱要領にも従前から、短下肢装具硬性にはベルトが含まれておりますので、ベルトとの差額のみ算定を認めたものになります。

断端袋に価格差はありません。

が馬鹿らしくなる。こらからの義肢装具士のためにやる気を削ぐことだけは勘弁してほしい。

義肢装具という分野で働く者にとって、目の前の患者に最善を尽くすのは当たり前で、常に創意工夫し、イノベーションを積み重ね、より良いものを提供することが一番である。

そこには手間暇、新しい材料の選定や、繰り返す仮合わせ等々採算の合わないことが多い。しかしどんなに創意工夫しコストをかけて作った装具も、昔ながらの作りの安い材料で適当に作った装具も枠が一緒であれば価格は一緒である。

であれば、利益を求める会社は、なるべく安い材料で、製作コストもかからない、当たり障りのないものしか作らなくなる。そこで働くことに意義も感じないだろうし、誰が幸せになるのかもよくわからない。こういうことを続けていけば、いずれ義肢装具業界はすたれ、無くなっていくでしょう。

そもそも厚労省というよりも、なんやかんやあぐらをかき続けた義肢装具業界も悪いが、マンパワーで作れるものの限界値があり、材料費も上がり、働き方改革で、ろくに働けない、給料がどうやったら上がるのかは各個人で考えろというのであれば、我々が作る装具に文句があるのなら、現場に来てしっかりと仕事を見るべきである。

色々言ったが、私個人の意見としては日々より良いものをしっかりと作っていき、不正を働かずしっかりと利益を上げ、従業員、と私の家族を守るだけである。

	<p>日本にもやる気のある義肢装具士はいます。そこしか頼れない患者もたくさんいます。そういった人たちの足を引っ張るようなことだけはやめていただきたい。</p>	
58	<p>中小企業の経営者をしている。材料等の急激な値上げのために製造コストへの圧迫が著しい現状がある。企業努力による経費削減に努めていますが限りがある。価格転換が難しい業界なので価格改訂を期待しているが、上記の状況を鑑みると厳しい内容と感じた。</p> <p>政府による中小企業にまで及ぶ賃金上昇が叫ばれている昨今、この業界は今の上昇が難しく更には新たな担い手が定着しなくなるのではと考えている。</p> <p>もう一步踏み込んだ内容を期待する。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>
59	<p>装具における下記加算要素について、現在既に製作・実施し効果を上げているが、費用の額の算定に記載が無いため加えて頂きたく申請する。</p> <p>&lt;申請要素&gt;</p> <p>1. 短下肢装具・硬性における足関節の内外反を抑制するベルトと一体型のパッド</p> <p>足部の強度の変形及び麻痺を制御するために面積の広いパッドにて支持するために必要。</p> <p>2. 上肢装具における手関節の屈曲拘縮を抑制するパッド</p> <p>手関節の強度の変形及び麻痺を制御するために面積の広いパッドにて支持するために必要。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>

	<p>3. 短下肢装具・硬性における補高  現在、短下肢装具・硬性における補高は、靴型装具の靴の補高と  なっている。しかし、短下肢装具・硬性における補高は、まず足底  の支持基底面を確保しつつ補高を行うためのベースを作成し、その後補  高を付加する。一方、靴の補高は補高を行うか否かによってその前行程  が変わる事はなく純粹に補高行程のみ追加である。靴の補高と比較する  と、この補高を行うためのベースを作成する行程が付加されるため、靴  の補高をそのまま短下肢装具・硬性に当てはめるのでは整合性がとれな  い。よって短下肢装具・硬性用に別途価格の設定が必要。</p> <p>4. 下肢装具のサンドイッチ構造  体幹及び、上肢装具には有るが下肢装具にはない。  (都道府県にサンドイッチ構造を実施したいと申し入れたことがあるが  断られている)</p> <p>5. 靴型装具における踵部の補強  トウボックスの補強と同様な加工を踵部に施す。踵部の損傷が激しい  場合、踵部を補強すれば継続使用する事が出来る。装具を再作成するよ  りもコスト的に有利である。  (市町村にトウボックスの補強を踵部に実施したいと複数回申し入れた  ことがあるが断られている)</p>	
60	補装具費の支給基準の上限価格の見直しは、とても有り難いことだと思 う。	御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。

	<p>しかしながら、世の中の物価上昇の波に乗れていないようにも思う。3年ごとの見直しのほか、大変だと思いますが、例外としての臨時の見直しをお願いできたらと思います。</p>	
61	<p>(7) 電動車椅子・エ・加算要素価格について、電動ティルト機構・電動リクライニング機構などを付加する場合、「標準形にのみ加えることができること。」となっているが、今まではリクライニング・ティルト式普通型 + 電動車椅子簡易型・A切替式 + 電動ティルト装置等を電動車椅子全体の修理基準から付加する、ことで補装具費の支給を行って頂いていた。</p> <p>これは、ご利用者様の身体状況、住環境、経済的事情などの諸条件に対し、海外製や国内製の重量があり大型、且つ高額な電動車椅子の導入が非常に困難なケースなどにおいて、身体寸法に合わせた車椅子をオーダーメイドで作成、簡易電動ユニットを装着、自立支援のために電動チルト・リクライニング装置等の付加を、利用者の状況を鑑み必要に応じて柔軟に認めて頂いていた事であると思う。</p> <p>もし、今回の改正で、「標準形にのみ加えることができること。」という一文が、上記のようなケースでの支給にあたり、あくまでも「電動車椅子の標準型」の場合でしか電動ティルト装置等の付加が認められないようになってしまうと、今までのようにオーダーメイド車椅子に簡易型電動装置、電動ティルト装置等を取付けることは認められなくなってしまうのか。</p> <p>もしそうなるのであれば、上記のような理由の場合に、軽量で住宅改修の必要性も最小限で済み且つ軽費で抑えられ、利用者の自立支援の為に車椅子を製作してもらうことがこの先は不可能になってしまう。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>電動車椅子簡易型については、メーカーも電動ティルト機構等の取付けに対して保証しておりません。</p> <p>医師が必要であると認めた場合は特例補装具としての支給が可能です。</p>

	<p>出来れば従来の給付と同様に、改正後も（６）車いす（自走用／介助用）＋（７）電動車椅子（イ）簡易型 ＋ 電動車椅子の修理基準項目から、電動ティルト・電動リクライニング装置交換等を付加する、ことで補装具費の支給を受けられるように、今後も是非継続して頂きたいと思う。</p> <p>「標準形にのみ加えることができること。」という一文が、従来認めて頂いていたような給付の妨げになるようであれば利用者の不利益に繋がりがかねないし、今まで通りの給付が受けられるように是非ともご検討をお願いします。</p> <p>今回の改正案において、項目全般の整理と項目ごとの価格のアップについては、携わる業者さんの事業継続や利用者の自己負担減にもつながり、非常に良いことだと思う。</p> <p>車椅子本体として利用者の身体状況に合わせたモジュラー式やオーダーメイド車椅子、信頼性の高い国産メーカーの簡易型電動ユニットの装着、必要に応じて電動ティルト装置等を組合わせて支給を頂ける等の今までの仕組みは、利用者の自立支援に大いにつながり、かつ軽費である事からも補装具費全体への影響も抑えられる良い仕組みであると考えます。</p> <p>近年は国内の様々な福祉機器のメーカーが自立支援の為に機器の電動化に取り組み、今までに無かった機構を次々と製品化されている。この件について、是非ご検討のほど宜しくをお願いします。</p>	
62	<p>1) P. 77 下肢装具採型区分 A-7a と A-7b の細分化、Hp において採型指導料で点数の細分化をしている又、製造過程において変わり無いのに見積りが変わるのをおかしい。</p>	御意見ありがとうございます。

	<p>2) P. 82 足底装具 MP 遠位 近位の細分化 製造過程に変わり無いのでおかしい。</p> <p>3) P. 99 上肢装具における耐用年数 手関節装具軟性の追加</p> <p>今回の意見募集とは、違うが補装具 取り扱い業務の資格の有無を明確にして欲しい。義肢装具は、資格を要するに対して、車椅子姿勢保持の取り扱い業務はどうなのか。</p> <p>又、無資格業者の名前貸し借りが有ると聞くが 双方への 罰即の強化も是非、明確にして欲しい。こういった投書する窓口を作って欲しい。</p>	<p>A-7 bは足部の変形がある方には対応できませんので、異なるものとなります。</p> <p>その他、御意見として承りました。</p>
63	<p>既製品装具について、判定依頼が多いものについては、自治体からの確認依頼を待たずに先に係数を示してほしい。</p> <p>また、6月を待たずに確認が取れた装具から順次、係数を通知・公表して欲しい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見として承りました。</p>
64	<p>1 体幹装具</p> <p>「1 購入基準 (3) 装具 イ採型区分 C-3 頸椎装具」について</p> <p>「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の「1 購入基準 (3) 装具 イ採型区分 C 体幹装具」の「C-3 頸椎装具」が追加されている。</p> <p>現行の「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」の「1 購入基準 (3) 装具 イ採型区分 C 体幹装具」の「C-3、C-4、C-5」で処方している申請者に対し、基本価格を変更しなければいけない状況になる。実施機関での支給決定に混乱を避け、改正による影響を最小限にするために「追加されるC-3をC-6とす</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>自治体が制度をどのように運用されるのかについては、それぞれの自治体でご対応いただくものと考えます。</p> <p>また、どのように価格を算定しているかにつきましても、厚生労働省のホームページで公開しておりますので、ご確認ください。</p>

る」「改正前C-2・C-3を改正後C-2 a・C-2 bとする」等、ご検討いただけないか。

## 2 視覚障害者安全つえ

(1) 携帯用(木材、軽金属)について、基準額が現行の額より下がっています。物価が高騰する中、基準額を下げることになった理由について合理的な説明がなければ、申請者の理解が得られず、自治体が対応に追われることが懸念される。

(2) 「定義」に「障害物を探知するために使用するもの」と限定されているが、シンボルケーンとしての使用や身体支持併用の場合もあるため、障害物の探知に限定しないほうが支給が円滑かと思う。

## 3 眼鏡

(1) 遮光用は、「定義」の中で「前掛式」と「掛けめがね式」に枠で仕切られているのに対し、改正案では弱視用は「定義」の文中で「A 掛けめがね式」と「B 焦点調整式」が列挙されています。改正案よりも、現行どおり枠で仕切られている方がわかりやすいと考える。

(2) 改正案のコンタクトレンズの定義で「屈折異常を矯正し、又は羞明を軽減する目的で」という記載があります。羞明を軽減するための補装具としては遮光用があり、遮光用には定義があるが、羞明を軽減する目的のコンタクトレンズの定義、対象者、遮光用との併用の可否を示していただけると、支給にあたり混乱を防ぐことができると考えます。特に、「又は」という記載は矯正目的でなくてもコンタクトレンズが支給できるという意味に読み取れるため、視力障害がなく視野障害のみの方

	<p>にもコンタクトレンズが支給できるという解釈でよいのか、明記していただきたいと考える。</p> <p>(3) 矯正用(6D未満)、コンタクトレンズについて、基準額が現行の額より下がっています。物価が高騰する中、基準額を下げることになった理由について合理的な説明がなければ、申請者の理解が得られず、自治体が対応に追われることが懸念される。</p>	
65	<p>今回の告示基準の内容に対応した処方箋のひな形を示してほしい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 補装具費支給事務取扱指針にて示すこととしております。</p>
66	<p>P.125の視覚障害者安全つえについて、定義が定められましたが杖の種類は今までと同様です。改めて普通用、携帯用、身体支持併用の3項目が書かれていることはそれぞれの支給が同時に可能という理解でいか。</p> <p>基本構造から石突の項目が(削る)となっていますがなぜか。白杖はグリップ、シャフト、石突から構成されているといわれている。石突がないと歩行用の杖として機能しません。</p> <p>参考 函館視障 センターだより第45号 <a href="http://www.rehab.go.jp/hakodate/about2/center_dayori45.html#45_3">http://www.rehab.go.jp/hakodate/about2/center_dayori45.html#45_3</a> (なお、修理部品にマグネット付き石突の項目があるが、専用磁気タイプの認識用で、路面をタッチテクニックやコンスタント・コンタクト・テクニックで歩行する際に使用する歩行用の石突とは異なる仕様の特殊な石突である)</p>	<p>御意見ありがとうございます。 補装具の各種目についての各定義が今回の改正で定められました。</p> <p>補装具の支給個数は原則として1つです。補装具費支給事務取扱指針を御確認ください。</p> <p>今回の改正に基本構造という項目はありません。項目自体が削除となっています。 白杖は石突が備わっているものとなります。</p>

<p>67</p>	<p>市区町村は、事務職が主なので、付属品の写真や付属理由・性能などがあると支給がしやすくなると思う。使用言語が、福祉・事務職にはどんなものかイメージできないので、写真やイラストがあるとうれしい。</p> <p>医療職の仮合わせ、本合わせ、診察料などはどのように考えるものか。</p> <p>以下について教えてほしい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ P. 106 について</li> </ul> <p>支持部カバー：ファスナーはついているが、実際に脱着することが施設では少ない（洗濯するといって付属するが、洗濯を1年に1回するかどうか（しない方がほとんど）が現状である）。事業者は、脱着をつけたがる。どんな条件なら付属するかを明記してもらえるとうれしい。脱着できれば、ファスナーでもベルクロでもよいのか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防水カバー：全面加工か、臀部が接する座面だけを想定している上限価格設定なのか</li> </ul> <p>内張り：テーブルは表面と裏面か、全面を想定している上限価格設定なのか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耐圧分散補助素材：素材は指定されていないはずだが、ジェルトロンをいれるなら+1、2万円と独自の金額設定をしている事業者がある。事業者によっては、「耐圧分散補助素材＝低反発素材」としているところもある。考え方やイメージが、もしもあったら知りたい（あくまで事業者の上限価格内での考え方によると思うが、よくみるのは低反発素材40×40×厚み1cmである。厚み1cmでは耐圧分散補助できていないことがよくある。よって、座板を抜いたり、土台のモールドに穴をあけてたわませる加工にはしることがある（自費をかけない方法として）。</li> </ul>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>厚生労働省では支給基準を定めていますが、具体的な自治体職員の業務については、各自治体で御対応いただくものと考えております。</p> <p>個々の算定方法については、補装具費支給事務取扱要領を御確認ください。</p> <p>自治体向けの研修にも取り組んでまいりたいと考えております。</p>
-----------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

・ P. 107 について

(注) 2 : 「取り付けにあたって」という文言は、何の取り付けにあたってか。

・ P. 108 について

モジュラー式を基本とする : モジュラーで一部対応できない部分にクッションをつかって埋めることが児童でよくある。例えば、フットサポートに足が 8 cm 届かないから、足部クッションを 8 cm 入れる等。レッグサポートをカットする、別の機種にする等ではなく、ほしい機種に身体を合わせることがある。

・ P. 109 について

ア) 基本工作の観察 : 誰がするのが原則か。特に、「(ア) 身体状況の観察等」は誰がすることを想定されるか。

・ P. 110 について

自走用、介助用 : 自走できないから介助だが、後輪は 20 インチか 22 インチほしいという人が少なからずいます。ハンドリムの有無がポイントかと思いますが、タイヤの大きさ設定はあるか。

・ P. 111 について

幅止め : 幅止めの本数は、事業者の自由になっていることが多い。幅止めは、たわみ防止のために付属するものだと理解していますが、事業

者は支給できる最大限の数をいれます。例えば、座位保持装置付き車椅子（背・座ともにモールドで板張りの場合）は、たわむ構造が板張りによって軽減する傾向にあるが、張り調整式バックサポートと同等の数を入れている（書類判定の場合）。なぜ、幅止めは事業者の自由なのか。

シート：「奥行調整」は、モジュラー式にすでに入っていたら加算されるか。身体機能の代替が優先されるのか、モジュラーにあるものが優先されるのか、どう考えたらよいか。

バックサポート：「ワイドフレーム」は、何センチ以上を想定しているか。

・ P.112 について

アームサポート（片側）：例えば、移乗で「高さ調整」の構造をつかってトランスファーボードで移乗する場合は、「フレーム一体型」で「固定式（標準）：0円」+「高さ調整：3600円」とすればいいでしょうか。跳ね上げ式で高さ調整ができるモジュラーが多くありますが、高さ調整だけの方が安全な移乗ができる場合（跳ね上げ式のピンが移乗面に出てくる場合）があるので考え方が知りたい。

アームサポート（片側）：「アームサポート幅広」の幅広は、6cm以上という基準は今まで通りか。

アームサポート（片側）：「アームサポート幅広」の幅広にする意味は、幅広にすることで上肢の支持性が安定し座位保持性が高まることや起立動作の安定性につながることで正しいか。臨床現場では、「テーブルを安定させるため」という座位保持性ではない理由で解釈されている場面もある（テーブルに両上肢は拘縮・変形上のせられない人）。

・ P. 113 について

キャスター：ソリッドは屋内用、衝撃吸収タイプは屋外用か。モジュラーは衝撃吸収タイプが付いているのが標準装備のような気がするが、あくまでモジュラー式はフレームだけのことか。臨床現場では、屋外に月4回程度外出するか、どうかの人も、モジュラー式に標準装備で衝撃吸収タイプが付いているからという理由で付属する傾向がある。

キャスター：修理の時は、「キャスター」と「キャスター取り付け部品」ではなく、「キャスター15,000円」となるか。

キャスター：15,000円は両側の値段か、片側15,000円か。

・ P. 114 について

(注) 2：「各構造部品はそれぞれの本体部品において他の構造部品と併用できないこと」とはどういうことか。具体的な例はあるか。

クッション（カバー付き）：エア素材はなくなったか。カバーのみ交換したい場合は、どのように考えればよいか。

座板：「クッション一体型」は、ノリスプレーでウレタンと座板をつければ3000円増しになるということか。

・ P. 115 について

フットサポート：ステップカバーの考え方を教えてほしい。いままでステップカバーにウレタンが1?2cm入ると「クッション」の項目で考える事業者が多かった印象がある。「足の傷を作らないようにステップカ

	<p>バーで保護する、ウレタンは入れてもいれなくてもいい」等あれば、教えてほしい。</p> <p>雨よけ：レインカバーは含むか。</p> <p>日よけ、雨よけ：この項目に含まれるものは、「取り付け部品+支柱+防水（UVカット）の布」ですか。</p> <p>スポークカバー：他人が手を入れる可能性でもスポークカバーは付属できるか。</p> <p>リフレクター：シールを貼る事業者もあるが、シール1枚当たりの上限価格か、何枚まで申請できるか。</p> <p>ハンドリム：「価格は1個あたりのものであること」は、「片側」ではなく「1個」としているのは、なぜか。</p> <p>・P.117について</p> <p>（注）2：カットアウトテーブルとテーブルの使い分けはあるか。既製品は車椅子のテーブル、オーダーメイドは姿勢保持装置など、目安があれば教えてほしい。使いたい方を自由選択する等があれば知りたい。</p> <p>・P.122について</p> <p>タイヤ：エアとノーパンクを修理で変更する時に加算はあるか（例えば、判定時エアで、修理でノーパンクへ変更する場合等）。</p>	
68	<p>大変な作業をしてくださり、感謝の気持ちでいっぱいである。このような素晴らしい制度を決めていくための苦労は想像をはるかに超えており、ただただ敬服している。以下、客観的に読んでいただきたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>補装具費支給事務のQ &amp; A及び補装具費支給事務ガイドブックは厚生労働省のホームページ等で公開しております。</p>

【医療現場にも制度理解の機会がほしい】

- ・医療職の現状：例えば、座位の評価、下肢の評価ができる医療職がほとんどいません。付属品も「身体機能の代替品を」といわれてもなにをどう評価するのか、どの付属品を検討するのかがわかっていない。車椅子では、「（意見書内の）端坐位評価」といっても、「（補装具支給制度の記載があっても）電動車椅子評価」といっても、やり方を知らない医療職はできないので、「（根拠ではなく）何となくいいのでは？」がほとんどである。下肢装具の付属品も「歩きやすいと本人がいうならなんでも付属品をつけていいのでは？」という感じである。ゆえに、根拠ではなく感覚、感情優先となっている。本来の制度のあるべき姿とかけ離れている違和感がある。
- ・児童の電動車椅子：数m直進、数十分の直進等で意見書を書いて支給している。練習はあとでどうにでもという考えのため、交通安全を学ぶ機会や周囲との共存の在り方を学ぶ機会がなくなっている。医療職は、厚労省のホームページをみることもなければ、読むこともない。「区市町村が決めればいい」という立場だが、区市町村が「練習が不十分ではないか？」と指摘すると苦情と捉えられるケースがある。又、「走行はみましたか？」という区市町村からの質問に、医療職は「みました」というが、要綱の評価項目を知らないため、会話がかみ合っていないこともある。
- ・事業者（ディーラー）：自由価格設定が現場ではある。厚労省の「上限価格」「自己負担」という言語の解釈が様々だからかもしれない。医療現場では、医療職が制度を理解していないこと+利用者の障害が重いこ

その他、御意見として承りました。

と+事業者が利潤重視であることが重なっている場合、利用者の出費が増える傾向がある。例えば、「座位保持装置付きリクライニング・ティルト式車椅子」で、フルオーダーで作製している某事業者は、リクライニング・ティルトで上限価格+4万円かつ固定車にすることで+2万円としている（合計6万円）。よって、色や素材だけの自己負担ではなく、他事業者を選択したら公費内で作製できる部分が、6万円過剰に加算されています。都道府県・区市町村には見えない現場の現状で、どこに相談したらいいのかわからない。上司に相談しても「昔からだ。普通のことだ」というので、どこかへ相談できるシステムがあったらうれしい。障害者虐待にはあたらないのかと心配になっている。

・医療職の制度理解不足

厚労省のホームページを見ない、指針、要領を見ないため、区市町村任せで、医療職からは「出して通ったらラッキー」という言葉を聞く。例えば、「骨盤帯付き両長下肢装具」は、「A-10」だと更生相談所に聞いたとしても、事業者は「A-3（×2）」「A-3（×2）+C-5」と言い張ることが少なくない。

理由は、「自分たちの採型の苦労」等でした。又、十五条指定医も「病院にお金が入るから価格が高い方がいいんだ」といっており、制度が正しく理解できていればこんなことで悩むことが減るのと思う。

・意見書（マスターカード）の価格

更生相談所の判定だとかからないが、病院・クリニックの書類判定だとかかるのが一般化している。医師に理由をきくと、病院利益だと言って

いた。医療保険の方は、厚労省から Q&A が出ているが、更生装具も Q&A ができると混乱が減る。

・ 特別支援学校

区市町村による電動車椅子の支給許可を出す際に、簡易電動車椅子で練習をしたケース例である。練習過程で母・学校の教師から「他区に住んでいる子供たちは、ぶつかりそうになっても、蛇行しても支給してもらっている」「運動会で他区の子供たちは、電動車椅子と電動車椅子がぶつかりそうになっている。教師が必死で止めているのに支給してもらっている。なんでうちの子は直進で蛇行しないのにダメなのですか？納得がいきません」と意見を頂いたことがある。厚労省の電動車椅子支給に沿う方法できちんと支給適応確認をやる方が、なぜか保護者や家族、訪問リハビリ、療育センター等から区市町村へバッシングがくる。

・ 大学病院勤務 Dr、PT より

「電動車椅子 5m 直進ができた。支給してほしい。自閉症もあるから大きな声で呼ばないと来ないけど、歩くことができない分、電動なら動ける」と区市町村に依頼が入ったケースです。支給基準は、自立や社会参加、電動操作性等があることを説明すると「電動車椅子を支給しないなんてこの子がかわいそう、某区に住んでいる子供はみんなかわいそう」と大学病院の関係者はお怒りだった。制度をどう理解しているのか不安になった。

・意見書ありきの見積書ではなく、見積書ありきの見聞書になっている件

事業者は、モジュール車椅子に付属されている部品や利潤重視で項目をあげることがあるため、身体機能に即しているもの以上の部品が付属されていることがある。価格は、1-2万? 5-6万円過剰に項目が入っています。某病院では、児童補装具で一番高価な完成用部品ばかりを入れ、「こどもになにかあったら、区市町村の責任だからな。全部見積もり通りに出せ」と脅迫まがいなことも言われる。

・児童車椅子

モジュールで、S・M・Lと座幅が決まっているものがある。更生相談所は、「レディメイド」と回答しますが、業者は「オーダーメイド」といい、意見がわれる。どう考えたらいいか。

・雨よけ

更生相談所は、「雨よけの骨組みがある構造」を認めています、現場の十五条指定医は「レインカバー」を要求します。レインコートやレインカバーは、区市町村により日常生活用具に含む場合もある。事業者は、骨組みの構造ではなく、「布だけ」を雨よけといい、車椅子に接続させる骨組みはサービスになるという。よくみる児童の見聞書（見積書）は、日よけにレインカバーをかけることを「日よけ+雨よけ」としている。成人になるとレインカバーは判定で認めていません。解釈のしかたを教えてほしい。

・ 児童の電動車椅子

簡易電動で練習して、いざ支給許可が区市町村からおりとなるタイミングで学校や保護者は、メーカー等のパンフレットを多数だし「どれにする？」とビュッフェスタイルで選ぶ傾向がある。又、国際福祉機器展でほしい車椅子を選び、それを支給するために、身体の代替部品以上の付属品項目を盛り込むことが多くみられる。

健側上肢でジョイスティック操作ができるのにもかかわらず、医療職は「持ち手どれにする？」とビュッフェのように好きなものを選定する。本来、患側手指に合わせて操作しやすい形状を選定するのではないかと考えるが、制度を知らないと「身体の代替」という感覚がなく、評価をするという観点もないように感じる。

・ 児童補装具及び書類判定は、成人の更生相談所判定と比べると制度に即していない傾向がある。又、病院や事業者から区市町村へ圧力がかかる（脅しのような）ことが少なくない。せめて、フラットに話し合う環境がほしい。制度を説明する時間を作ってもらえると話し合える気がする。医療職は「利用者のことは自分たちが知っている。区市町村にわかるわけがない」という。その通りであるが、「制度は、区市町村の方が更生相談所に相談している場合、医療職より理解している」ということも知ってほしい。

・ 入所施設

「日常生活」の医療職の理解は、年2？3回のバスハイク（イベント）や月1回の乗車等も含んでいることが多いです。体調が不安定で乗れる

かどうかわからない利用者にも「一人一台つくるのが当たり前だから、いつか乗るために作ろう」という。さらに、施設入所者はバリアフリー環境で生活していますが、年数回のイベントに行くから「屋外用キャスター」、段差があるだろうから「折り畳み式転倒防止キャスター」、痰を吸引するかもしれない（しない可能性もある）から「痰吸引機搭載台」という不確定要素の高いものも要求されている。イベントは、日常生活なのか。日常生活は、ほぼ毎日、少なくとも週2、3回くらいではないのでは、と思う。イベントや不確定要素のもの等は、施設が用意するものだと思うが、どう考えるか。

・都道府県の更生相談所は、相談にのってくれるが、必ずと言っていいほど「市区町村で決めてください」という。都道府県の更生相談所には医療職がいるが、区市町村には事務職・福祉職しかいないことがほとんどである。よくあるケースは、「病院は付属品をすべて支給しろ」といい、「更生相談所は支給対象ではないものがある」という。間に挟まる区市町村は、更生相談所の内容を伝えますが、病院の医療職は納得せず、健全な話し合いができない。制度という土俵をもとに話す更生相談所・区市町村と希望ありきで話す病院・事業者で意見がわれるのは当たり前だが、厚労省のホームページは読んでいるという土台や教養があったらうれしい。事業者は、更生相談所の言い分を知っていて医師の後ろに隠れることも多いように感じてしまう。医師が制度を知らないことをうまく利用している場面も見え隠れしている気もする。

・修理

修理不要なものも修理する傾向や修理項目を利用して認めていない付属品を付属している傾向がある。背景には、業者が利用者や家族による過度な要望に堪えざるを得ない場合、ガソリン代や移動代等を賄う場合、利潤を確保する場合等だと推測する。修理は、利用者・事業者だけで行い、見積りを区市町村がみるだけのことも要因かもしれない（一部の区市町村）。修理前後の写真を撮って区市町村に提出するなどの工夫があると安心である。

- ・医療職が制度を理解していないために、事業者に無理難題をいう場面がみられます。事業者は、医療職に言われると「どうにかしなければいけない」というプレッシャーを感じることもある。お互いが制度をわかっていたら、過剰な要望が減るのではないかと思う。

- ・本来であれば、医療職や介護職の「介護技術の問題」というものが論点となるケースだが、付属品や完成用部品を加算することでどうにかしている場面がある。例えば、スポークカバー。他の利用者が、乗車する利用者の車椅子に近づくことがあるから、スポークカバーを付属するようである。もう一つは、普通型車椅子に転倒防止バーを付属させること。必ず介助者がいる状況でしか移乗をしない、移乗動作は本人の体重が軽量であるため車椅子が大きく揺れることがなく、スムーズで上手であること、駆動もゆっくりでキャスターが上がることはない等であったとしても、万が一に備えて転倒防止バーを付属させているようである。

- ・医療職の評価技術不足？

アームサポートの拡幅は、座位保持性や起立動作での動作の安定性で付属させるものだと更生相談所から聞いているが、テーブルを付属させる時のガタツキを軽減する理由で、付属している例がある。又、フットブレイキは、本人がブレーキ操作を行えたとしても、本人の動作がゆっくりで介助者が待てないから付属している施設がある。介助者の介助のしやすさを優先させていますが、もう少し「自立」が総合支援法に組み込まれているという共通認識を持てるとうれしい。

・ 下肢装具（SLB 皮革大）の修理

足底裏革と足底ゴムの交換で、あぶみを固定するビスが折れていた場合、見積りは「足底裏革と足底ゴム+ビス（ビス代+修理労力代等）」くらいになると更生相談所と相談した。しかし、事業者は「あぶみ自体を交換はしないが、あぶみを止めているビスだからあぶみ代を申請する。厚労省がいいといった」という発言がありました。厚労省に確認しても「そんなことは言っていない」とのことだった。事業者にビス代を聞くと「一本あたり数十円」。区役所に脅迫的に「厚労省がいいといったものを出さないのは何事だ」と何時間も何度も話にきた。落としどころがわかるとうれしい。

・ カーシート

厚労省のホームページQ&Aにあります。安全性の評価観点からか、チャイルドシートが合えばそちらを優先させるような趣旨があった。事業者も保護者も含めて「既製品＝安全性がある」と思っているようだが、メーカーにきくと安全性検査は行っていないから、一からモールド等で

	<p>作製するのと安全性のなさは変わらないという。「安全性の考え方（チャイルドシートを勧める理由）」が周知できると、その上でどうするかを考えられるようにも思うが、難しいのかなとも思う。病院等の医療職は、制度がわかっている人が少ないので、「股ベルトはどうか」という人もいる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PL 法 どのように考えておけばよいでしょうか。あまり気にすることもないでしょうか。</li> <li>・ 同等安価 税金を利用させていただくので、同等安価や根拠や評価はとても大切だと思いますが、病院の医療職はビュッフェ感覚？のところもみられます。きちんと身体にあったものを支給する大切さとともに、医療経済やSDGs も含めてどうしていくのが妥当なのか知りたい。</li> <li>・ 児童補装具 更生相談所の人に関わってもらえると心強い。</li> <li>・ 「不正？」と思うことを相談できる機関がほしいです。</li> </ul>	
69	<p>姿勢保持装置について、姿勢保持に関する項目ばかりで移動機能に関する項目がない。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 姿勢保持装置は移動の機能はありますが、移動を目的にするものではありません。</p>

	<p>構造フレームが車椅子でない場合でも移動機能がある場合がほとんどなので、車椅子の構造部品加算や付属品の項目が加算できることを明記してほしい。</p> <p>(例) キャリパーブレーキ、フットブレーキ、転倒防止装置、日よけ、点滴ポール等</p> <p>また、修理についても同様に明記してほしい。</p>	<p>ん。お尋ねの機能は主に移動に使用する車椅子に付随するものとなります。</p>
70	<p>補装具支給基準改正(案)作成におかれましては、各種補装具の定義を定められたこと、姿勢保持装置への名称改正、近年の素材・技術進展に合わせた内容へ修正いただいたことに感謝申し上げます。</p> <p>その上で、以下、6点の意見を提示させていただく。</p> <p>1) 殻構造・義手・支持部・熱可塑性樹脂の上限額について 熱硬化性樹脂との価格差が大きいように思った。 → 支持部の成形では、樹脂成形前の躯体製作および型出し加工において大差がないため、樹脂注型とプラスチックシート成形での材料費・作業時間の違いだけを反映した上限額設定を希望する。</p> <p>2) 殻構造・義足・支持部・大腿部の備考欄の記述について 鉄脚を使用する場合の加算の適用対象が存在しないと思った。 → 殻構造義肢 完成用部品から鉄脚が削除されていることと、仮に装具の膝継手・固定(鉄輪止め)を流用しても加算額が半減しているため製作が現実的ではないと思う。 当該基準額は、鉄脚の完成用部品を使うことを前提に設定されているものと理解していた。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>基準額については、引き続き適正価格となるよう調査してまいります。</p> <p>鉄脚については、ご指摘のとおりかと思いますが、各補装具事業者の在庫状況が分かりませんので、記載を残しております。</p> <p>義足の定義については修正しました。ソケットの複製においては、チェックソケット加算は設けておりませんので、複製前のソケットで適合等をご確認ください。</p> <p>その他の交換(1,900円)に「1の(1)、(2)のエの(エ)に掲げる額」を加算することになりますので、「1の(1)、(2)のエの(エ)に掲げる額」がなければ、1,900円の算定となります。</p>

<p>3) 上肢装具の肩装具の定義について  肩関節の疾患、機能障害だけでなく、上腕部の骨折または偽関節の症例にも対応できるような記述を希望する。  → 上腕フラクチャーブレースタイプの製作の場合、肩装具と肘装具の定義のどちらにも該当できないかと思った。</p> <p>4) その他・義眼の定義について  「人工の義眼をいう。」→「人工の眼球をいう。」ではないかと思う。</p> <p>5) 義肢修理 ソケット交換・複製のチェックソケット加算について  ソケット複製での修理においても、ソケット適合調整のため透明プラスチックによるチェックソケットを用いる場合があるので、透明チェックソケット加算ができる扱いを希望する。</p> <p>6) 義肢修理 懸垂用部品の交換について  交換部品に掲載されていないもので「その他」以外については、取り外す作業が発生する。  「1の(1)、(2)のエの(エ)に掲げる額」の加算だけでは、修理作業への対価が見込まれないので、装具の「継手・支持部の交換」と同様な取扱いができるよう、その他の交換(1,900円)が加算できるように希望する。</p>	<p>上腕フラクチャーブレースについては、補装具ではありません。なお、治療用装具については、医療保険制度における治療用装具の療養費支給基準等により取扱うこととされています。</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

	上記、ご検討いただければ幸いです。	
71	<p>左右もしくは2か所以上ある部品については、片側もしくは1個あたり等の表記をしてほしい。</p> <p>アームサポート フレーム一体型、独立型の判断基準を明記してほしい。</p> <p>クッション（カバー付き） ゲル素材と多層構造は両方加算できるか。場合はという表記では判断できない。</p> <p>過去にQ&amp;Aはあったかと思うが、ワイドフレーム、アームサポートの幅広などについて基準を再明記してほしい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>片側もしくは1個当たりの記載がないものは全て1台当たりの価格となります。</p> <p>個々の算定方法については、補装具費支給事務取扱要領もご確認ください。</p>
72	白杖の杖とパームチップを一体とした単価で見直して欲しい。	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見として承りました。</p>
73	<p>座位保持椅子車載用、起立保持具の2種目については、制度価格内での購入がほとんどできないと考える。</p> <p>たとえば、姿勢保持装置は構造フレームのみで57,200円となっているのに起立保持具が31,700円となっている。</p> <p>上記2種目については姿勢保持装置の付属品の項目を加算できるように明記してほしい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>御意見として承りました。</p>
74	<p>屈折矯正や視距離の調整目的以外でのコンタクトレンズの支給可否について</p> <p>補装具でコンタクトレンズを支給する場合は、「屈折矯正や視距離の調整を目的」とし、「コンタクトレンズを使用して得られた矯正視力で障害程度を判断し、コンタクトレンズ支給可否を決定するのが適切である」と、補装具判定専門委員会から回答が出されている。つまり、「コ</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>自治体での具体的な支給決定手続きにつきましては、各自治体で定めるものと考えております。</p>

ンタクトレンズ使用にて得られた視力が、視力障害非該当相当のものについては、コンタクトレンズ支給は否とする。」との取り扱いとなっていた。

今般、「補装具の基準改正」によれば、コンタクトレンズ支給の定義に「屈折矯正又は羞明を軽減する目的で角膜の表面に装着して使用するもの」との、要件が追加されたため、羞明を軽減する目的であれば「コンタクトレンズ使用にて得られた視力が、視力障害非該当相当のもの」についても、コンタクトレンズ支給可とするとの取り扱いに変わったと解釈する。

羞明を軽減する目的を要する補装具は、従前より「遮光眼鏡」が一般的と考えられ、支給可否の判断をおこなってきた。なお、遮光眼鏡の支給事務取扱指針によれば、1) 羞明を来している、2) 羞明の軽減に遮光眼鏡の装用より優先される治療がない、3) 補装具費支給事務取扱指針に定める眼科医による選定・処方であること、となっており、遮光眼鏡とは可視光のうちの一部の透過を抑制するものであって、分光透過率曲線が公表されているもの、となっている。

なお、羞明感の軽減について「虹彩付きコンタクトレンズ」を扱うメーカーに問い合わせたところ、「必ず羞明を軽減させるものではない。」こと、「分光透過率曲線の公表はない。」「整容目的での処方が主体である。」と回答をいただいた。

	<p>今般、「補装具の基準改正」により、コンタクトレンズ支給の定義にある「屈折矯正又は羞明を軽減する目的で角膜の表面に装着して使用するもの」との文言について見直していただく必要があると考えられる。具体的には、コンタクトレンズを補装具で支給する場合は、「屈折矯正を目的とするもの」と統一し、付加機能としての、羞明軽減を目的とした「虹彩付きレンズ」や、円錐角膜の「多段階レンズ」については「特例補装具」として各自治体の審査会で支給可否を判断するのが望ましいと考える。</p>	
75	<p>中小企業経営に携わっている義肢装具士（20年目）をしている。      原材料価格高騰、輸送コストの増大等により昨年あたりから義肢材料がかなり高騰している。なるべく安い素材、安い仕入れ先を選択するなど企業としても努力はしておりますが限界を感じている。</p> <p>最近の義肢装具は確実に昔より要望が上がっている。      例えば、患者様からは複雑な柄や模様、色、他人とは違うデザイン、いわゆる「映える」デザインを希望される方がかなり増えた。      また、医師、理学療法士からは様々な素材を複合的に組み合わせで作製する（プラスチック装具の中にインソールや足部覆いを組み合わせる、靴型装具の中にモールド採型した低反発高反発素材や芯材を組み合わせたインソールを入れる等）義肢装具が求められることがかなり多くなった。使用する材料も高額なものが増えてきた。      どちらも多くの材料費や製作時間を要し、企業として頭を抱えている。</p>	<p>御意見ありがとうございます。      御意見として承りました。</p>

	<p>以上のことから、上記価格改定程度では昨今叫ばれている中小企業の賃上げなどままならず、社員への昇給、新入社員への初任給アップなどは難しく、このままでは義肢装具士を目指す若者の減少、延いては義肢装具業界の衰退にまで繋がるのではないかと危惧している。</p> <p>今一度価格改定を再考いただきたい。</p>	
76	<p>昨今の原材料、輸送費、人件費その他間接経費の高騰で経営も困難を極めていた。今回の価格改定案大変ありがたい。</p> <p>また、車椅子・電動車椅子の種目分類の見直しにつきましても現状に即した有意義な改定案だと思う。</p> <p>今回の補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部改正案の策定に当たりご尽力いただいた関係各位の皆様には感謝申し上げます。</p> <p>さて、一件のお願いしたい。</p> <p>購入基準（８）その他の 座位保持椅子（車載用）の価格について、上限価格 26,100 円に車載用加算 43,800 円を加え 69,900 円をお示しいただいている。</p> <p>小児用車載用座位保持椅子の既製品で弊社でも取り扱いの多い製品が、一部機種を除き仕入れ価格が 69,000 円を上回っているのが現状である。もちろん価格対応できる製品で座位保持が可能な対象者もいるが、対応しきれない方も多数いる。座位保持椅子における車載用の適用は大変ありがたいし、小児用車載用座位保持椅子は安全な移動のために必要不可欠だと思う。車載用加算額についてご検討いただきたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>基準価格の適正化に向けて今後も調査を進めてまいります。</p>

77	<p>3. 修理基準の(6)車椅子 (P. 190) 、(7)電動車椅子 ア 標準形 (P. 197) 、(7)電動車椅子 イ 簡易形 (P. 199) の各「(注)」において、「部品の交換を伴わないシート、バックサポート、レッグサポート、フットサポート及びアームサポート等について、『成長』に伴う調整をした場合は箇所にかかわらず1回当たり 5,000 円を加算した額をもって修理価格とすること。」と記されていますが、成長以外に、身体状態の変化などによる調整が必要となることがあるため、『身体状態の変化』も追記いただきたい。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>
78	<p>車椅子と電動車椅子において、新たに「レディメイド式」「モジュラー式」「オーダーメイド式」に分類されているが、どの種類を適用させるかによって、金額も変わるため、それぞれの定義をもう少し具体的に記載するべきではないか。特に、記載されている文言において、「モジュラー式で対応できない場合はオーダーメイド式」としか記載されておらず、定義が抽象的で非常に分かりにくい。</p> <p>したがって、「レディメイド式」「モジュラー式」「オーダーメイド式」それぞれの具体的な定義を明確化させることを提案する。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 補装具費支給事務取扱要領を御確認ください。</p>
79	<p>車椅子と電動車椅子の注釈に「名称に（標準）と記載のあるものは、基本価格に価格が含まれる標準構造部品であること。」と記載があるが、「基本価格」ではなく、「本体価格」の間違いではないか。</p>	<p>ご指摘ありがとうございます。修正しました。</p>
80	<p>視覚障害者安全つえについて、最近大きく値上がりしていて、自己負担額が増えている。</p> <p>視覚障害者にとって、命に関わる必須の補装具ですので、上限価格を、「普通用」の「携帯用、身体支持併用以外のもの 繊維複合材料」で 9,000 円、「携帯用」の「折りたたみまたはスライド等により鞆等に</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>

	<p>収納して持ち運びができるもの「繊維複合材料」で10,000円、等、大幅に引き上げていただきたいと考える。</p>	
81	<p>昨今の多様な採型方法に対応するため、デジタル採型に関する規定が必要と感じる。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>
82	<p>関係各所の皆様、お忙しい中補装具費にかかる制度改革にご尽力いただき誠にありがとうございます。</p> <p>今回の新制度について、今までの項目と比べ見積作成時におけるわかりやすさがある。曖昧で各自治体ごとに解釈が違っていたので、提出先によって内容を変える事が多々あった。今回の新制度においては曖昧な部分が明確になってきたことによる支給格差（解釈の違い）が減っていくのではと考える。そのことによりユーザー様に対して公平な補装具支給がなされていくものと信じております。</p> <p>また、併せて昨今の原材料費の高騰に対してもご配慮いただきありがとうございます。実際に運用してから出ないと実務的な問題点はでてこないとは思いますが、まずは制度改革に携わっていただいた皆様に御礼申し上げます。旧制度と比較し、新制度では加算項目も増え大変ありがたいと思っているが、よく読みこんでみると各加算項目においての最小単位が明記されていたりされてなかったり、機能「加算」ではなく、機能「減算」になっている箇所があり、解釈の点において混乱が生じる場面がありそうだなと感じた。まずは実際に運用し、そこから課題を見つけて共有させていただければと考えている。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>

	<p>については、令和6年4月以降において、パブリックコメントの定期的な募集を行っていただくとありがたい。</p>	
83	<p>・座位保持装置 構造フレームの控除について  車椅子を構造フレームとして使用する場合、重複する機能の控除があるが、例えば車椅子のスリングシートの上に支持部を搭載する場合など、シートがなければ支持部を搭載することができず、代わりに金具等を使用し支持部を搭載しなければならないが、それらの加算項目がない。  実際には重複機能ではなく別用途で使用するケースが多く、シートも活用する事が多いことからこれらを考慮した加算項目や控除項目、備考の設置をお願いしたい。</p> <p>・座位保持装置の上肢支持部カバーの脱着が1のみとされているが、両上肢片側ずつの支持部を製作し、カバーの洗浄や支持部の調整等行えるようにするため脱着できるように製作を行う場合、脱着の算定が両側できない根拠は何か。両上肢支持部を脱着式で製作するケースが多くあり、実際に経費が掛かっている為、両側の算定を可能にしていきたい。</p> <p>・車椅子の基本価格が姿勢保持装置の価格に差があるが算定根拠はどういったものか。また再支給の際は半額とされているが、車椅子の機構が同じであってもサイズ変更や構造の変更、部品の変更・追加など処方内容が変わる場合は、採寸や適合、現調など新規で製作する場合と同じプロセスとなる。再支給の扱いの定義も市区町村によって違いがあるが、</p>	<p>御意見ありがとうございます。  個々の算定方法については、補装具費支給事務取扱要領を御確認ください。</p> <p>「これに該当しない複数の物品が混在する見積の際の算定は100/106の物品と100/110の物品を分けて算定することは差支えないか」というご質問については、補装具として販売・修理される場合は非課税物品となりますので、106/100を乗じることとなります。詳しくは、補装具費支給事務取扱指針を御確認ください。</p>

更生相談所、市区町村と協議し、新規申請と同額での算定としても差支えはないか。

・高さ調整式押手ハンドルの価格について、オーダーメイドで製作する場合の仕入価格、レディメイドでのオプション価格をみると実勢価格と乖離している。また1個あたりとの表記だが左右一体となっているものもあり、その場合は一個での算定となるのか。一体式のもので2個での算定が可能であるならばそれがわかるような表記をお願いしたい。

・購入等に係る費用の額の基準で上限価格の百分の百十に相当する額を算定する物品として、課税対象品である完成用部品の交換は含まれないか。

またクッション（カバー付き）、背クッション、枕（レディメイド）、テーブル、杖たて、栄養パック取付用ガードル架、点滴ポール、日よけ、雨よけ、スポークカバー及びリフレクタの交換に限るとあるが、これに該当しない複数の物品が混在する見積の際の算定は100/106の物品と100/110の物品を分けて算定することは差支えないか。

・栄養パック取り付け用ガードル架と点滴ポールの構造的違いは何か。またこれらどちらを支給するのかといった判断基準はどこになるのか。

・座板についてクッション一体型は3,000円加算とあるが、クッション（カバー付き）と併用できないとあり、何に対して加算ができるのか分かりづらいので、詳細を示して頂きたい。

	<p>・頭頸部パッドとはどのような定義のものか。また頭部支持部との併用は可能か。</p>	
84	<p>この度は「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準の一部を改正」につきまして多大なるご尽力賜りありがとうございました。今まで不明瞭だった点などを整理することはとても重要かつ、難しい作業だと思う。まずはお礼を申し上げる。</p> <p>資料を拝読させていただきましたところ数点、質問と要望があったので、以下に記載させていただく。</p> <p>1. 78 ページの「(注) 3 採型によりカーボン製装具の製作にチェック用装具を要する場合、」とあるが、カーボンを使用せずにラミネーションを行う前にチェック用装具を作製することがあり、製作工程はまったく変わらない。そこでラミネーション等熱硬化樹脂をしようする際にチェック装具の加算を認めていただきたく思う。現在もそのような製法でポリオの方に装具を作製している最中である。</p> <p>2. 82 ページの(注) 2 支持部(「足部 A あぶみ(以降省略)の文面の解釈ができなかった。私の不徳かもしれないが、どういう意味か、可能であれば分かりやすく例などを載せるとよいかかもしれない。</p> <p>3. 84 ページの T・Y ストラップについて「硬性の装具に使用する場合・・・」とあるが、プラスチックのモールドやカーボン支柱を示すも</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>「82 ページ(注) 2 支持部(「足部 A あぶみ(以降省略)の文面の解釈ができなかった。」)に関して、下肢装具の支持部については、完成用部品を加算することができないものとなっていました。今回の改正により、支持部に完成用部品を使用する場合は、作業技術料として、該当する支持部の上限価格の 40% の範囲内で加算することができることにしたものです。</p> <p>補装具の定義は購入基準の冒頭に記載しておりますので、御確認ください。</p> <p>その他、御意見として承りました。</p>

のか。「金属製以外の硬性の装具」と記載するのはいかがか。また、手間があまり変わらないので減額も不要かとも思った。

4. 84 ページ 「内張り」につきまして足底装具を除き硬性とありますが金属支柱も含んでよいという解釈でよろしいか。上記のT・Yストラップと同じ表記なので明確にさせていただくと間違いが無いかと思った。また、備考に「足底装具を除き」とあるが、足部覆いは含まれないと解釈すればよろしいか。現実的には足部覆いに内張りを加えることも多くあり、この項目から考えると「支持部の足部及び足底装具を除き」という表現が現実的と思う。

5. 同じく 84 ページに関することと思われるが、インヒビターバーについて項目が必要と感じている。足部の内張りとは全く異なり、足部の内張りの上にインヒビターバーを付け加えることがほとんどである。適合させるためには専門知識と技術を必要とするが、足部内張りに含まれてしまい必要な対価が得られないのが現状であるので別加算として検討していただきたい。取り急ぎ項目として考えるのであれば、「内張り足部とインヒビターバーはそれぞれ足部内張りとして加算できる」とするのは。いかがか。今回の改定に間に合わなくとも次回の課題にさせていただけますと幸いである。

6. 182 ページ装具の修理について、(イ) (ア) 以外の部位は、据え置きという事と思われませんが、現在この部位の修理に適正な価格が設定されていないために生活期の装具が修理されておらず装具難民や装具支援

	<p>格差が生まれていると思う。こちらにも大きく改定を加えていただきたい。取り急ぎ「継手及び支持部の交換」同様に1,350円の加算をご検討いただきたい。</p> <p>7. 修理に関してですがプラスチックを広げる修理などに対し費用が算出できないので、この辺も高度な技術を必要とする作業ですので今後加算をお願いしたい。</p> <p>改定に対して、今までの義肢装具士や関係する方から不満が多数寄せられていることと思う。私も、正しく算定して業を成しておりますが、国家資格をとり、難しい仕事を行う従業員に十分な給料が支払えない状況が続いている。これを適正価格に見直すことはとても大変な作業と理解する。ご担当者様のご尽力に対し感謝と尊敬を感じている。重ねて心よりのお礼を申し上げる。</p> <p>今後もどうか福祉のため医療のためユーザー、そしてかかわる私どもが安心して生活ができるよう、どうぞ宜しく願い申し上げます。</p>	
85	<p>このたびの改正において、国内生産の携帯用白杖スタンダードチップ式が基準額の範囲内に収まるようになり、要望の最低ラインはクリアされたと評価させていただく。</p> <p>しかしながら、石突の選択で超過負担が発生する現状は解決されていない。結果的に高価な石突を選ぶことは贅沢ではなく、白杖使用者の身体的な負担を軽減することになることが広く認識されている。</p> <p>様々な要素を考慮して、歩行訓練士や経験のある販売員が、一定の時間を費やし選定しているので、個別の身体能力や生活環境によって選ばれ</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>

	<p>た石突を含む合計金額が、補装具費上限額内に収まるような制度設計に改正されることを引き続き要望させていただく。また、今後のインフレに連動し、逐次費用の見直しをしていただくこともお願いする。</p>	
86	<p>近年、視覚障害者用の補装具である盲人安全杖（以下白杖と記します。）の原材料費が大幅に値上がりし、基準額以内で給付を受けられる製品はととも限られたものしかない。</p> <p>例えば、今回の改正で携帯用繊維複合材料は4,400円から5,200円、全面夜光材は1,200円から1,400円、ゴムグリップ付のものは660円から750円で、合計6,260円から7,350円という改正案となっている。</p> <p>しかし、現在の白杖の販売価格は、カーボン素材の標準仕様の白杖で7,770円、シェアの高い米国製の白杖で、10,900円という価格で販売されていない。給付対象者の中には非課税世帯に属する人も多く、それらの人たちが自己負担なしで給付を受けられる白杖がほとんどない状況にある。せめて、非課税世帯の人が自己負担なしで給付を受けられる額に改正するべきだと考える。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>
87	<p>125ページから127ページの視覚障害者安全つえ、眼鏡について、眼鏡や白杖を複数同時に購入する際や、やむを得ず年度内に再度購入する際も費用の給付が受けられるよう備考欄への追記を要望する。</p> <p>その理由は、以下のとおりである。</p> <p>私は視覚障害当事者で、弱視で視力矯正眼鏡をかけ、白杖を突きながら一人歩きしている。外出中、自転車等に接触して白杖が折れたり、曲がったりした経験がある。そのような事態に備えて予備の白杖を持ち歩いている。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。なお、支給個数については、告示ではなく、補装具費支給事務取扱指針に定めていますので御確認ください。</p>

	<p>また、購入して短期間の間に折れてしまい、再度補装具申請したところ却下されたという当協会会員の声がある。</p> <p>眼鏡も同様に弱視がゆえに誤って落としたり、電柱や障害物に気が付かずに衝突し、眼鏡を破損してしまうケースがある。</p> <p>上記のようなことがあるので、予備用に白杖を2本購入することや、眼鏡を購入してもすぐまた修理や買い替えが必要になることがあることを想定し、費用の給付を認めていただきたい。</p>	
88	<p>1 基本価格について</p> <p>(1) 胸腰仙椎装具付両長下肢装具の算定について</p> <p>現在、両長下肢装具の体幹部の加算要素は骨盤帯のみであるが、体幹の支持機能の低い児童の場合は、骨盤帯ではなく、胸腰仙椎装具付両長下肢装具が処方されることも多い。</p> <p>両長下肢装具は、採型区分「A-10」で算定することになっているが、骨盤帯ではなく胸腰仙椎装具でなければ立位が保持できない児童で、医師からの意見書で腰仙椎装具が処方されたものであれば、胸腰仙椎装具付両長下肢装具の基本価格について「A-10」に「C-5」または「C-6」を加えることを認めてほしい。</p> <p>(2) 体幹装具軟性の採型価格について</p> <p>体幹の支持機能が低く、変形が見られ、皮膚トラブル等により硬性装具が使用できない児童には、医師から軟性装具が処方されることもある。</p> <p>その場合、採型による軟性装具を製作せざるをえないが、現状、軟性装具の基本価格は採型も採寸も差異がない。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>胸腰仙椎装具付両長下肢装具について、体幹装具及び下肢装具の基本価格を算定できるように修正しています。</p> <p>ベルトの本数についても明記しました。</p>

	<p>他の採型区分と同様に、採型の価格を適正にしていきたい。</p> <p>2 支持部「硬性にはベルトの価格が含まれていること」について          硬性の下肢装具において、強い緊張や尖足変形を有している場合は、通常の3本のベルトに追加ベルトを取り付ける場合もあることから、硬性の装具について、支持部の価格に含まれるベルトの本数をあらかじめ明記し、靴型装具同様加算できるようにしてほしい。</p> <p>義肢装具材料の高騰、完成用部品の仕入れ価格値上げ・人件費高騰等、製作事業者の経営は大変厳しい状況が続いている。          必要な工夫・加工をして製作したものに對し、正当な評価・対価が得られるよう、ご検討いただきたい。</p> <p>本告示改正に際し、多大な業務の中ご尽力いただいている専門官や事務官の方、また関係者の方に対し、心より感謝を申し上げます。お忙しい中、ご対応いただき本当に感謝している。</p>	
89	<p>① P.119の(7)電動車椅子 エ 加算要素 (ア) 機構加算について、備考欄に「標準形にのみ加えることができること。」と示されている。</p> <p>実際には、簡易形電動車椅子にも電動リクライニング機構、電動テイル機構、その双方を有するものが存在している。販売、使用実績もある。</p> <p>そのため簡易形にも機構加算できた方がよいと考えている。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>①電動車椅子簡易型に電動リクライニング等の機構を取り付けることは、メーカーの保証外となりますので、載せていません。必要であれば、医師の処方により、特例補装具として支給することは可能です。</p>

	<p>簡易形電動車椅子に手動のティルト・リクライニング機構が付随している場合は、「車椅子の部分」となるので加算することが可能である。</p> <p>しかし、上記のような簡易形電動車椅子が電動ティルト、電動リクライニング機構を有している場合、その機構に関して加算ができない、さらには機構として存在していないので修理申請もできないということになってしまうのではないかと危惧している。</p> <p>簡易形電動車椅子は姿勢変換できないもの、と設定してしまっていることは現実と乖離しているのではないかと。</p> <p>実態の確認をお願いしたい。</p> <p>② ティルト、リクライニングという表記について、車椅子、電動車椅子に関連する「ティルト」「リクライニング」という表現が多く見られる。</p> <p>文字遊びではないですが、ing 形と原形の組み合わせになっていることに違和感がある。</p> <p>ティルティング-リクライニング、又はティルト-リクラインのどちらかの組み合わせではないかと考える。</p> <p>大きく基準を変更するにあたりご尽力いただき感謝申し上げます。 臨床、現場に則したものになることを願っている。</p>	<p>② J I S 規格「T 9 2 0 1 手動車椅子」に定められている「ティルト・リクライニング機構」という用語を使用しています。</p>
90	姿勢保持装置に関すること	御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。

・構造フレームに車椅子や沿道車椅子を適用する場合には「車椅子の基本価格は加算しない」などを記載されてはいかがでしょうか。誤認識による基本価格が重複した見積りが防げるのではないかと思います。

・この度の車椅子制度の本体の分類と取扱いに関しての大きな改正によって、今後は姿勢保持装置にも同様にオーダーメイド、モジュラー、レディメイドの展開を検討されていらっしゃるでしょうか。

車椅子・電動車椅子に関すること

・基本価格（採寸）を構成できるようになり、事業者にとっては実態に即した制度設計であり、車体の設計や選定といったテクニカルな点に費用を設けてくださったことに感謝ですし、非常に大きな進歩だと思います。

・改正案では購入基準と修理基準のそれぞれに価格設定され、特に修理においては作業工賃を考慮していただいているようで、現状との整合性が増して分かりやすく、また非常にありがたい見直しです。

・座位保持装置には寸法調整や形状調整がありますが、車椅子の調整については制度での受け皿が無かったため、無料で作業していました。この度、成長にともなう調整における費用として5,000円を設定いただき、基本価格同様に大きな変化だと思います。

また、利用者や医療機関のスタッフは、申請が必要な場合（座位保持装置）と不要な場合（車椅子）の判断で混乱していたように感じる事があったので、理解しやすくなったのではないかと思います。

・ブレーキの備考にある「キャリパーブレーキ」について、JIS T 9201での名称に合わせて「制動用ブレーキ」にしてはどうか。

・「車載固定用フック」

「車載固定用の構造」「車載固定用部品」のような名称にしてはどうか。また、(イ)構造部品加算の基本構造の備考に「車載固定用の構造を有する場合は、付属品の車載固定用部品と合計して13,000円※を上限として加算すること。」など追加してはどうか。

・現行制度以上にJISと制度との関連性がオーバーラップしてきたように感じます。JISでは試験のことも示されていますが、今後、オーダーメイドを除く工業製品に対しては試験項目をクリアすることも重要視していくことになるのでしょうか。

座位保持椅子、起立保持具や歩行器に関すること

・車椅子（電動車椅子）で基本価格を設定していただいたように、先々で座位保持椅子や歩行器や起立保持具もご検討いただけるとありがたいです。

・起立保持具の価格が15%増しで、歩行器では10~11%増し。車椅子や座位保持装置の価格上昇率を上回っていて、ありがたく思いますが、現

	<p>在流通している製品の価格、またオーダーメイドで製作する場合の原価などを考えると、价格的なつり合いには、まだ課題が感じられます。</p> <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・借受けについて</li> </ul> <p>上限価格がアップしていますが、借受け制度が機能するためには、多くの課題があると思います。限りある資源（提供に関わる人も含め）が有効活用され、環境整備などにより継続可能な借受けの事業モデルが構築できることを望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・弊社の地域の更生相談所では新制度の施行に向けて、新しい処方箋の準備を進められており、車椅子・電動車椅子の処方箋（案）を拝見したところ、今回の制度改正案により掲載項目が減って見やすくなり、紙面のレイアウトも座位保持装置の形式になっていて、分かりやすくなっていました。書類作成上での手間と時間が短縮すると思います。</li> <li>・取り扱い要領などで、代表的な事例の見積もり方法（付属品の構成や計算方法など）を示してただけると、関係者間で共有しやすいと思います。</li> </ul>	
91	<p>座位保持椅子 車載用について意見を申し上げる。</p> <p>障害児・者にとって、姿勢保持のできる安全なカーシートは必需品である。</p> <p>しかし、カーシートのための独立した制度がなく、座位保持椅子+机上用盤+軟性内張+車載用加算+頭部保持具でカーシートを捻出している現状である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>

	<p>カーシートは、メーカーが障害児・者のために開発した製品を用いることがほとんどですが、ラインナップ商品は軒並み制度の金額より高額で、利用者に2.5万円～4.5万円と、大きな差額負担を強いている。</p> <p>しかし、今回の制度改定案では、82,700円→88,800円 6,100円の微増でしかありませんでした。</p> <p>この点を見直して、利用者の負担を減じていただけるようお考え下さい。</p> <p>ほかにも、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 座位保持椅子が必要な場合、カーシートを優先して座位保持椅子が製作できない</li> <li>・ 送迎する車が複数台あっても、原則複数台支給がない (1台のカーシートを日常的に移設するのは、安全性の面で懸念される)</li> <li>・ 成人になっても、カーシートが必須の方がおられるのに制度が対応していない</li> </ul> <p>という点を見直していただきたい。</p> <p>カーシートというカテゴリーを新設することが今回の改定に間に合わないとしても、せめて、金額を見直していただくよう強く要望する。</p>	
92	<p>多くの関係者のご尽力により価格改定が実現したことに深く感謝する。</p> <p>今後の改定は将来的なインフレーションへの対応や既製品装具の価格設定の柔軟化を求めます。また既製品価格の決定に薬価と同様の係数を</p>	<p>御意見ありがとうございます。 御意見として承りました。</p>

使用されるのであれば外国平均価格調整の導入、年次または二年ごとの価格改定を要求する。

1987年の国家試験第1回から第6回までの合格者数が2,144人であり、数年以内に引退または退職を予定する者が多いと思われる。義肢装具士の数が減少している現状を踏まえ、適切な賃金体系の構築や医療の質の維持に向けた改善策が必要と考える。

また、厚生労働省のデータによれば、義肢装具士の賃金が保育士や介護職員以下であることが記載されており、その他医療職に対しての格差の解消も急務です。有事の際、戦傷者に対して義肢装具の提供は必要不可欠であり、現在の状態では対応できないと考える。

離職が予想される義肢装具士の多くは特殊な技能を持っていますが、求人率が低いいため技術の伝承が行われないと業界全体が衰退する危険性がある。義肢や靴の価格や利益を増やし、適切な賃金体系を構築しなければ医療の質を維持することが難しくなる。

また若者が義肢装具士の道を選ぶ際には、適正な給与水準が提供されることが重要である。他国の義肢装具士の年収と比較し、適正な給与水準の必要性を示唆する。

最後に、関係者の方々に心から感謝の意を表し、今後ともご支援を賜りますようお願い申し上げます。

国際比較データ：

アメリカ：平均年収 72,994 - 103,311 USD (約 10,700,000 円 - 15,120,000 円)

イギリス：平均年収 £20,600 - £44,500 (約 3,880,800 円 - 8,386,000 円)

ドイツ：平均年収 €27,200 - €38,500 (約 4,390,000 - 6,244,000 円)

日本：平均年収 2,010,000 円 - 5,400,000 円

#### 参考文献

厚生労働省. “(第61回補装具評価検討会)”. ホームページ. 2024年3月11日閲覧. <https://www.mhlw.go.jp/content/001176809.pdf#page=4>

政府統計の総合窓口 (e-Stat). “(賃金構造基本統計調査 / 令和4年賃金構造基本統計調査 一般労働者 職種)”. ホームページ. 2024年3月11日閲覧.

[https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&stat\\_infid=000040029194](https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&stat_infid=000040029194)

Salary.com. “Prosthetist/Orthotist Salary”. 2024年3月12日閲覧

<https://www.salary.com/research/salary/benchmark/prosthetist-orthotist-salary>

Check-a-salary. “Orthotist and Prosthetist Salary in UK”. 2024年3月12日閲覧. <https://www.checkasalary.co.uk/salary/orthotist->

<p>and-  prosthetist?job_title=Orthotist+and+Prosthetist&amp;location=UK&amp;radius=5&amp;page=1&amp;min_salary=0&amp;max_salary=1000000&amp;job_hours=19&amp;work_from_home=0&amp;location_id=1&amp;job_title_id=2020</p> <p>GESALT.de. "Orthopädiemechaniker/-in Gehalt in Deutschland". 2024年3月12日閲覧.  <a href="https://www.gehalt.de/beruf/orthopaedietechniker-orthopaedietechnikerin#:~:text=Gehaltsspanne%3A%20orthop%C3%A4die%20mechaniker%2F%2Din%20in%20Deutschland&amp;text=39.215%20%E2%82%AC%203.163%20%E2%82%AC%20Bruttogehalt,dar%C3%BCber">https://www.gehalt.de/beruf/orthopaedietechniker-orthopaedietechnikerin#:~:text=Gehaltsspanne%3A%20orthop%C3%A4die%20mechaniker%2F%2Din%20in%20Deutschland&amp;text=39.215%20%E2%82%AC%203.163%20%E2%82%AC%20Bruttogehalt,dar%C3%BCber</a></p> <p>job tag 職業情報提供サイト. 2024年3月12日閲覧.  <a href="https://shigoto.mhlw.go.jp/User/Occupation/Detail/176">https://shigoto.mhlw.go.jp/User/Occupation/Detail/176</a></p>	
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

※上記のほか、3件の今回の意見募集に関係ない御意見をいただきました。